

高校生を対象とする「法学論文」執筆演習を通じた高大連携の実践研究 —中央大学杉並高等学校「法学論文ゼミ」のプロジェクトマネジメント事例—

西 村 歩 (株式会社MIMIGURI/

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科)

小 泉 尚 子 (国 語 科)

1. はじめに

2021年、中央大学杉並高等学校では、高校1年生と2年生の有志生徒を対象とした「法学論文ゼミ」を開講した。「法学論文ゼミ」とは、中央大学法学部教授が出題する法学論文問題に高校生が数か月をかけて解答を制作していきながら、法学部へ進学する自分の将来像をイメージし、進学先の選択肢の一つとして検討していくことを想定した進路学習である。2021年の実施においては高校1年生・高校2年生の計15名が参加を希望し、全国高校生法律討論大会実行委員会、並びに中央大学法学部の憲法学者である橋本基弘教授の協力のもと本プログラムは実施された。本プログラムは今までの高校生を対象とした論文指導としても、高大連携事業としても新しい試みであると言えよう。プログラム全体的にも法学未履修の高校生が、憲法学者が出題する専門的な法学事例問題に挑戦するという時点で極めて挑戦的な試みであり、かつ実践プロセス面においても①中央大学杉並高等学校、②全国高校生法律討論大会実行委員会、③中央大学を卒業したロースクール生や司法修習生、④中央大学法学部橋本基弘教授の四者協働に基づきデザインされた進路学習という特殊性がある。高校生に対して非常に要求水準が高いプログラムであるといえるが、結果的には参加希望者15名のうち3名は部活動や行事、勉強との両立が困難になったことを理由に途中で参加を取りやめたものの、12名の参加者が法学論文の執筆に成

功し、またこの機会を通して「法学部進学」の進路イメージがクリアになったと語る者も多く見られ、当初の目的は概ね達成されたと言える。

本稿ではこの法学論文ゼミのプロジェクトマネジメント事例を踏まえ、「なぜ法学初学者である高校生が専門的な法学論文を執筆しながら進路探究を行うという学習が実現できたのか」「その実現要因の中に高大連携事業における汎用可能な知見が存在するか」という問いを基軸とし、法学論文ゼミの実践の概要と得られた学びを抽出することで、中央大学杉並高校のみに留まらず他の高大連携事業のデザインに有益な知見を共有することを目指す。またその上で「法学論文ゼミ」を持続的に開催していく上で考慮しなければならない新たな課題を導出することを試みる。2021年度は期待以上の成果が得られたものの、次年度以降も継続し、持続的に中央大学杉並高等学校の伝統としていく上では解決しなければいけない課題が数点存在する。その課題の明確化も本稿による貢献とする。

本研究の方法は教育学やデザイン学で行われる「実践研究」である。実践研究について細川らは「さまざまな活動を通して、自分にとって教育実践とは何かを問う活動」としており、教育実践の中で生じる「なぜ」に答え続ける教育実践によって研究と実践が接近するものと想定されている(細川 2014)。実践研究の特徴といえるものは、飯窪の言葉を借りるならば「実践を突き詰めようとする行為が研究になる」(飯窪 2021)ことであり、高等学校における教育実践を学術研究化する際に普遍的に用いられる方法でも考えられる。現場で我々がどのような考えのもと、どのような施策を行い、どのような現象が見られたのかを生々しく語ることで、中央大学杉並高等学校のみならず、他高校の高大連携の実践にも役立つと考えたため、本稿では実践研究の方法を採用することにした。本稿ではこの実践研究の方法を参考に、中央大学杉並高等学校で行われる「法学論文ゼミ」の教育実践とはどのようなものだったのかを省察し、その中から高大連携のプロジェクトマネジメントに関する汎用的知見を抽出する。なお第一著者の西村は全国高校生法律討論大会実行委員会の発起人の

一人である。第二著者の小泉は中央大学杉並高等学校の国語科教諭である。この二名が「プロジェクトマネージャー(PM)」という立場から「法学論文ゼミ」の事業が遂行された。

2. 研究上の位置づけ

第一に「高等学校における論文指導」という側面から本研究を位置づける。高等学校における論文指導の方法について語られた論文を調査すると、中央大学杉並高等学校の齋藤祐教諭による二報が見られ(齋藤 2014, 2008)、その他に見られたのは高校生向けの科学研究の支援体制に関する国際比較(風間ら 2004)などであった。これより高等学校での論文指導の実践は数多く見られるものの、具体的な論文指導に基づいた実践研究論文は少ないものと推察された。では具体的にどのような高校で論文指導が行われているのか。少々調べた中でもお茶の水女子大学付属高等学校(2018)、京都府立堀川高等学校(2021)、慶應義塾高等学校(2016)など散見された。だがこれらの活動はいずれも探究的な学習の文脈で行われ、自らの設定したテーマについて探究した成果を論じるものである。しかし今回の実践は生徒が解答すべき設問(法学的課題)が明確に設定されている点で従来の実践とは異なる。この場合、高校生には探究学習で想定されているような「自分でテーマを設定して論じる力」よりも、「法学分野における論文執筆のルールを受け入れ、与えられた法学的課題を解決する論文を執筆する力」が要求される。特に法学分野における論文には厳格な文章規範が存在し、具体的には「関係者の恣意、特定の当事者に都合の良い方向への操作を排除できている」「法的な判断とその結論の合理性と正当化に役立つ」ことが要請される。こうした専門領域における文章規範に則ることを前提とした高校生への論文指導の事例は少ない。

第二に高大連携という文脈における本研究の位置づけを説明する。高大連携の類型化を行った研究としては勝野(2004)が挙げられる。勝野(2004)は高大連携を「狭義の高大連携」と「広義の高大連携」に区分し、狭義の高大連携は

「高校生を対象として、大学の教育資源を活用して行う高校の教育活動」とし、広義の高大連携を「高校と大学の連携による、高校教育及び大学教育の改善充実に資する取り組み」と定義されている(勝野 2004)。今回の法学論文ゼミは大学教員が高校生を対象に指導を行う面では確かに狭義の高大連携に区分されよう。しかし後述するが本プロジェクトは大学での学習によって専門性を獲得した法科大学院生や司法修習生がサポーターとして高校生への法知識レクチャー論文指導に関与しているため、「間接的」な高大連携といえる場面も存在している。即ち高校生は「大学教員」と「サポーター(大学での学習者)」の双方から専門的知見を学び、課題に取り組むという特殊性が存在する点で、従来の「狭義の高大連携」の拡張ケースといえる。

第三に法教育という文脈での本研究の位置づけを説明する。法教育とは何かについて橋本(2013)は「憲法条文教育・判例教育といった法的"事実"教育だけではなく、法やルールの背景にある価値観・原則、法的なものの考え方といった、法的『価値』、法的『技能』を射程に入れた教育内容を想定したもの」としている。またそれらの法教育の目的は「対立と合意、効率と公正」、「幸福、正義、公正」といった法的なものの見方を育むことで、「法的な素養を持ち合わせた冷静に問題に対処できる市民、法制度を批判的に検討できる市民」を育むものと想定されていた(橋本 2013)。しかし今回の法学論文ゼミは参加者の高校生が法学部へ進学するか否かを判断する為の材料を提供するという「専門学習に向けた導入教育」としての側面が強い。従って市民の法意識を涵養する従来の法教育とは少し目的が異なるという特徴がある。また檜澤は具体的な法教育の事例をもとに法教育をより細かく類型化しており、「知識提供型」、「ルール定立型」、「模擬裁判型」、「社会科教材型」、「他科目教材型」という五つの類型を示している(檜澤 2009)。この檜澤の類型の中で今回の法学論文ゼミは判例や条文等の精読・読解に基づいて特定の分野(今回であれば人権分野)への理解を深めることが要求される点で「知識提供型」に近いものと考えられる。しかし檜澤は「知識提供型」の限界として「受動的学習によって法的価値や思考

方法の理解が進まない」(樫澤 2009)点を挙げているが、法学論文ゼミの場合「論文を書く」という行為が内在していることで、能動的学習を誘発し、「知識提供型」の弱点を補完するプログラムといえる。

3. 中央大学杉並高等学校に根付く「論文指導」の文化

大貫らの調査では2008年時点でも「卒業論文」を課すとされている高校は154校あるとしており(大貫, 2011), SGH(スーパーグローバルハイスクール)やSSH(スーパーサイエンスハイスクール)事業が浸透しつつある現在は相当な数が存在するといえる。特に中央大学杉並高等学校では前述の齋藤を中心として「探究的論文指導」と呼ばれる高校生の卒業論文指導が伝統的に行われてきた。駒ヶ嶺(2019)によれば卒業論文指導のルーツは2003年に導入された「メディアリテラシー」と呼ばれる科目であり、当校国語科教員の試行錯誤の末に40期生より具体的なプログラムとしての正規導入が進んだものとしている。さらに中央大学杉並高等学校において卒業論文は中高6年間の学習の総決算としても位置づけられるため、本紀要でもその演習の充実のために各教員によって実践報告論文が執筆され、教員による指導方法論の探究が行われてきた。例えば齋藤(2016)では紙と付箋を用いた「探究マップ」と呼ばれる方法を用いた論文作成法が提案され、駒ヶ嶺(2019)では中央大学の「ライティング・ラボ」という論文指導チューターを高等学校の卒業論文指導に派遣する試みについて語られた。

中央大学杉並高等学校で「論文指導」が早期より根付いてきた背景としては、中央大学の附属校という高校自体の特性が挙げられよう。すなわち多くの生徒が中央大学へ進学することになるため、大学受験の勉強(いわゆる"受験勉強")というものが進学にあたって必要とされない。したがって中高6年間を通して、一般高校の学生の関心事となりがちな「偏差値」や「模試」などから隔離された環境で、純粋に大学で「学問」に取り組んでいけるための基礎能力が開拓されることが期待される。生徒は頻繁に中央大学から教員が来校し、先端的知見

や知的刺激を受けることができ、進学先(中央大学)を想定した学習を行うことができる。この点、卒業論文に関しても「高校生が論理的な文章を書けるようになる」(駒ヶ嶺 2019)という目的意識のもとで実施されているプログラムである。大学進学後も定期テスト、レポート課題の提出、そして卒業論文など文書作成機会の多い大学生にとって「論理的な文章を書くことができる」ことはこの先不可欠な能力であり、高校時代よりこのアカデミックスキルが開拓されることは非常に有意義なことであると考えられている(齋藤 2015)。

中央大学杉並高等学校が「法学論文ゼミ」を実施することができたバックグラウンドには、やはり高校自体の特殊性が欠かせない。つまり①大学受験対策を特段想定せずに進学先をイメージした学習を行うことができる、②文章学習(論文指導)の重要性を理解し、その実践的ノウハウの蓄積が存在しているという特殊性である。そしてこの「法学論文ゼミ」は、従前より中央大学杉並高等学校が持ちあわせていた二点の特殊性を、確固たる「強み」としていく実践として位置づけられる。

4. 「法学論文ゼミ」の開催の発端

「法学論文ゼミ」の発端は、中央大学杉並高等学校の小泉より、全国高校生法律討論大会実行委員会の西村へメールが届いたことであった。メールの内容は①中央大学杉並高等学校の学生2名(56期生)が執筆した論文が、全国高校生法律討論大会実行委員会主催の「全国高校生法学論文集2020」で優秀論文賞を受賞した旨を、中央大学杉並高等学校がホームページ上で紹介した(中央大学杉並高等学校 2020)。②その高校側の記事を、全国高校生法律討論大会実行委員会のブログで紹介した(全国高校生法律討論大会実行委員会 2021)ことについての感謝のメールであった。小泉のメールでは「コロナ禍で休校が続く中、貴企画は大変ありがたいものでした」と綴っている。

「全国高校生法律討論大会実行委員会」と「全国高校生法学論文集2020」について軽く紹介する。まず「全国高校生法律討論大会実行委員会」とは、2018

年の年始に、法教育に関心のある弁護士、ロースクール生、法学部生などが集って組織された法教育団体であり、中央大学のサークル「中央大学学術連盟法学会」のメンバーを母体に立ち上げられた(全国高校生法律討論大会実行委員会 2021)。団体のミッションは「法学部入学後に感じる学部 mismatches を減らす」ことであり、「法学を学んだことがない高校生が、最初に法学に触れる機会」を創出するイベントを開催することで、「法学部」での学習内容のイメージを膨らませながら進路選択をして欲しいという期待を込めている。以上のプログラムをキャリア教育の文脈から捉えると、多岐に渡る進路選択肢の中から自分の進む道を選択するための従来のキャリア教育(横系のキャリア教育)ではなく、自分が進むことを希望する学問の真髄に触れて、自分がその道に進んで大丈夫か「試す」キャリア教育である点から西村(2020)では「縦系のキャリア教育」と呼んでいる。

2018年と2019年の大会は「全国高校生法律討論大会」と称する討論イベントであった。なお内容については西村(2020)で論じているためこちらを参照されたい。だがこれまでの法律討論大会は高校生同士が「長時間をかけて」「対面で話しあう」ことを想定したイベントであったため、感染症が蔓延している昨今では馴染まないと踏まえ、2020年度からはイベント内容を改めて「全国高校生法学論文集」という懸賞論文コンテストとした。大会側が指定した民事法学・刑事法学・公法学・政治学という四部門から一つを選択し、各部門の出題についてA4用紙6枚以内の論文(約10000文字)を制作する。送られた論文については実行委員会の中で厳正に審査され、最優秀賞・優秀賞・部門賞といった賞が決定する。そして本章冒頭で示した小泉からのメールは、中央大学杉並高等学校の生徒2名が執筆した共著論文が「優秀論文賞」に選出されたことが端緒となっている。

小泉とメールを何通か交わす中で「(中杉の中で)もっと法学にアクセスできる企画ができないか」という模索が行われてきたという話題となる。例えば中央大学杉並高等学校で模擬裁判に取り組んでいた、法学部に進学した学生より

次のような事柄が語られていたという(中央大学杉並高等学校 2021c)

「法学部に行ったら、模擬裁判ができるわけじゃなかった。ああいうのできるのは、司法試験に受かってから。今は法学論文が大変。一般的な論文の書き方も違う独特なルールがあるので、中杉の卒論ともまた違う。あれ、結構苦戦します。高校のうちに書き方がわかっているといいなと思いましたよ」

中央大学は英吉利法律学校に起源を持ち、現在においても法学教育・法曹養成の伝統校である。そのためやはり付属校の生徒も「法学部への進学」は大きな選択肢の一つとなっている。だが小泉は「法学部を志望する前に、法学部とはどういう学びを行う場所なのかをクリアにした上で進路希望を持つことが重要」という課題意識を持っていた。その課題意識が事前に共有された上で、2021年3月30日に西村と小泉はZoomM上で打ち合わせを行い「全国高校生法学論文集を、中央大学杉並高等学校の校内プログラムとして実施する」という計画が立ち上がった。

5. 「法学論文ゼミ」を開催する上で直面する課題と解決

「法学論文ゼミ」を実践する上で考慮すべきことはあまりにも多い。第一に「誰が、どのような問題を出題するのか」である。過去3度のイベント開催(法律討論大会・法学論文集)の中でもっとも時間を割いてきたのが作問であり、特に第二回全国高校生法律討論大会では約1年もの期間をかけて作問している。作問の難しい点は「高校生が手に入れることのできる情報リソースを用いれば解答できるものである」が「法学的思考を学ばなければ中々解答することが難しい問題」を作問するというバランス調整である。過去の大会においても弁護士や法科大学院生などが集っては作問内容を読み込み、ベストな難易度の問題作成が進められていた。今回は付属校の利点を活かして、中央大学法学部で憲法学を専門とする橋本基弘教授に作問を依頼した。小泉と橋本教授のメールの

中では高校生でも当事者意識が湧きやすい「人権」分野を出題テーマとすることで合意が進み、また過去大会で全国高校生法律討論大会実行委員会が出題した問題を橋本教授に共有することで、高校生が取り組むことのできる難易度についての合意が図られた。

第二に「高校生の課題への取り組みを支援してくれるサポーター」の準備である。高校生にとって今回の「法学論文ゼミ」ははじめての法学との接点になる。そのため「法学とはどういう学問なのか」、「憲法とは何か」や「人権とは何か」などの基本的レクチャーはもちろん、「判例はどのように探せばいいのか」「判例と学説はどう違うのか」「法的三段論法とは」などの思考法や方法論の指南、さらには「論文の書き方」「参考文献の示し方」といった論文執筆の方法まで網羅的に指導しなければならない。そこで今回サポーターとして東京大学法科大学院生(当時)と司法修習生の計2名に専門的な法学的知識に関する指導をお願いし、また論文執筆に関する方法の指導については西村が担当した。いずれも中央大学法学部を卒業しており、今回は未来の後輩の指導ということによりご厚意で参加して頂くことができた。なお司法修習生については念のためにサポーターとして参加して良いかについて司法研修所への確認を行い、取り決めの範囲内で実施されているものであること示しておく。

第三に「最終的な学習のゴールをどこに置くか」である。そもそも論文の執筆とはあまりにも労力がかかる行為のため、執筆のゴールがなければ取り組み甲斐が減退してしまう可能性がある。そこで今回のゴールは「作問者であり、中央大学法学部の憲法学者である橋本基弘先生に中央大学でゼミを開いてもらえる」こととした。つまり執筆論文の内容について橋本先生にレビューをしていただき、より発展的なレクチャーを受けることができるというものである。高校生にとって橋本先生は、課題図書『高校生からの法学入門』(中央大学法学部編、2016)の著者として馴染み深い存在であり、かつ「法学部に進学したら自分の師になるかもしれない存在」としても位置づけられる。その橋本先生に自筆の論文を読んでもらえることは今後の学習の大きなモチベーションと

なりうる。附属校の利もあり、橋本先生には12月22日に中央大学多摩キャンパスでゼミを開講していただくことが決定した。

6. 本演習で出題された課題と三度のレクチャー内容

橋本先生よりヘイトスピーチと公的機関の使用に関する課題と、学校教育におけるオリンピック観戦に関する課題が出題された。高校生は以下二題のうち一題を選択して解答を制作することとなる。7月中旬に、参加予定の高校生に以下の課題が展開された。

○ヘイトスピーチと公的機関使用に関する課題(設問部のみ抜粋)

Aは、B市内において、在日韓国人・朝鮮人、中国人(以下「本邦外出身者という」。)などが、わが国の利益を害する行動を行っているとして、誹謗中傷を繰り返し行っている団体である。Aは、これまでも、本邦外出身者を誹謗中傷し、汚い言葉で罵るような活動を行ってきており、Bから再三にわたり街宣活動を中止するよう申し入れを受けてきており、「B市ヘイトスピーチ防止条例」(下記参照)により、Aの実名が公表された経緯がある。Aは、「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B市が設置している市民ホール(条例によって指定管理者Cが運営している)の使用申請を行ったところ、B市は、B市民ホール設置条例第10条(下記参照)を根拠に、申請に対して不許可処分を下した。

Aは、この処分が条例の解釈運用を誤ったものであり、また憲法21条1項に違反して無効なものであることを理由に国家賠償法1条による損害賠償を求めたとする。

以上のような事実を前提にして、①A,Bそれぞれの側はどのような主張を行うことが可能かを述べ、②本件事例でAの訴えが認められるか論じなさい(結論を導き出す際、自分とは異なる主張の根拠を挙げ、これらに反論する形で論じてください。また、単に法律論にとどまらず、この問題の背景にある社会状況などにも配慮しながら論じてください)

○学校教育におけるオリンピックの観戦に関する課題

公立のA小学校では、東京オリンピックの観戦を正規の授業に組み込んでいる。これに対して児童Bとその両親B1,B2は、観戦当日Bを出席させなかったため、A小学校は、Bを欠席扱いにした。

この扱いにより、B及びB1、B2は精神的苦痛を被ったとして、損害賠償の請求（国家賠償）を行ったとする。このとき、B、B1、B2の側ではどのような主張を行うことができるのか。また、この訴えは認められるだろうか。

これらの問題には明確な答えが存在する訳ではなく、法学の専門性を持った人物でも解答の取り組み方や切り口が大きく分かれるように問題が設計されている。参加者には約3か月でA4用紙6枚(大体10000文字程度)での論文執筆を求めた。また論文は単著で書いても共著で書いても良いこととした。ただいきなりこの設問が渡されたからといって即座に検討の手順が浮かぶわけではない。そこでサポーターによる数回のレクチャーを用意し、そのレクチャーの内容を踏まえてこれらの課題に取り組んでもらうことにした。「テスト期間」や「文化祭」などの各種イベントへも考慮した上、約一か月間隔でレクチャーが行われた。これらのレクチャーの役割は「法学初修者である高校生が出題された問題に取り組む解像度を高めること」「定期的な進捗確認の場」という二点である。このレクチャーでの生徒とのコミュニケーションの内容を通して、サポーター・プロジェクトマネージャー同士の熟議のもと、フォローアップの方針が決定された。

具体的なレクチャーの内容を示す。第一回目のレクチャーは8月20日に中央大学杉並高等学校で開講され、ロースクール生のサポーターと西村の二名で基本的な法学に対する考え方や論文の書き方に関する指導が行われた。まず「法律論文を書くとはどういうことか」をトピックとして、法的文書には「形式的条件：正確性・論理性・平易性」、「実質的条件：平等性の要請に基づく普遍的な解決原理と統一的な判断基準」が要求されることが示された。また法律論文を執筆する具体的なプロセスは①基礎的な知識と応用可能な思考力の獲得、②

論点の発掘、③事実関係の正確な理解と法解釈の相互関係、④検討順位への留意で進むものであると示され、その上で高校の政治経済の授業の範囲を発展させた憲法の概論的授業が行われ(例えば憲法と法律の違い、憲法の位置づけ、人権の根拠、一般規定、特別規定)、その中で実際に憲法問題を検討する上での思考枠組みを自由権・平等権・その他に区分して説明がされた。このように高校生は実際に法律論文への解答に取り組む訳であるから、細かい憲法学の知識を詰め込むことよりも、今後の活動に有効性の高い実践的な方法論も示すことを心掛ける必要がある。具体的には条文の解釈の方法、判例の探し方や読み方や論文中の文献明記の方法、どのように事案に応じて判例をどのように使い分けるかなどについても細やかに指導を行った。

第二回目、第三回目のレクチャーは既に高校生は課題に着手している状態であるため、課題への取り組みの中で生じた疑問をサポーターに質問するという形式で行われた。第二回目はロースクール生のサポーターとZoomを用いた遠隔の相談会(中杉の生徒は学校でZoomを繋ぎ、サポーターは自宅より遠隔で相談に対応する)、第三回目は司法修習生が高校に来校して対面形式での授業が行われた。第二回目・第三回目のレクチャーの際には高校生らは隅にあるホワイトボードで問題の検討をしだす場面も見られた。またこれらのレクチャーには進路学習的な意義も込め、各レクチャー終了後には進路相談の質問時間も用意した。サポーターが中央大学でどのような授業や機会を得てきたのかなどの情報も共有することで、数年後の自分の姿を明確に想像できることが期待された。

以上三度のレクチャーを経て高校生は論文を完成させていく。8月上旬に第一回レクチャーが開講されてから3か月後の11月上旬に論文投稿が締め切れ、合計7本の論文が提出された。提出された論文の内訳は「ヘイトスピーチと公的機関使用に関する課題」が5本、「学校教育におけるオリンピックの観戦に関する課題」が2本であった。また提出された論文は出題者の橋本基弘教授に送られ、この投稿された論文の内容を基に中央大学で橋本先生による高校生への特別ゼミが開講されることとなった。



(左) 2021.8.20 第一回目レクチャーの様子



(右) 2021.9.25 Zoomでの質疑応答
(徐々に積極的に質問する生徒)



(左) 2021.9.25 Zoom指導の際、
ホワイトボードに書き込む様子



(右) 2021.10.30 司法修習生による
直接指導

7. 論文の形式指導

論文を執筆する以上、形式性に関する指導は欠かせない。形式性については第一回目のレクチャーで示す他に、Microsoft Word形式でつくられた論文フォーマットにも形式に関する諸注意を記述している。参加者高校生は諸注意を参照し、自らの論文に反映することで論文の作法を学習するものとした。この点中央大学杉並高等学校においては論文執筆の形式性については卒業論文指導の中で学習することが想定されるものではあるが、参加者は前述の通り高校1年生～2年生であるため、論文執筆における形式的ルールについては今回初めて学習することとなる。形式指導の種類としては主に①論文の展開や章立ての方法(序論・本論・結論)、②文献情報(引用箇所と参考文献)の明記と、③より具体的な引用方法(直接引用と間接引用の違い)、④論文検索データベースの利用(Ci NiiやGoogle Scholarの使用)が挙げられる。特に文献情報や引用方法に関して

は知的生産における重要なルールであるため意識化してもらう必要があるため丁寧な指導を心掛けている。

だがこれらの形式指導は「知的生産に携わる者としての規範を理解する」こと以外の効用もあり、具体的には論文の形式性を順守することは著者に「今自分は論文を執筆している」という体験を与えるという効果が期待される。特に高校生にとって論文を書くことは初めての経験である以上、論文に対して崇高なイメージや距離感を抱きがちである。しかしその形式性を学習して取り入れることによって、徐々に自分が取り掛かって執筆している文書も「論文らしさ」が増していき、崇高で縁遠いイメージを持っていた論文と自分との距離感が徐々に縮まっていく。最終的に論文を書き終えた時に「自分は論文を書けたのだ」という成功経験を獲得することも期待される。そうした成功経験の獲得のためにも、本実践では論文としての形式性に関する指導も重視している。

しかし実のところ、形式性に関しては従来の論文指導のセオリーと比べて特殊な指導を行っている訳ではない。今回は短時間で論文執筆に至るまでのレクチャーを行わねばならないという点から論文の形式指導用のパワーポイントを新たに生成することで指導を行ったが、後発的実践のための知見を記述するならば、市販の著書でも戸田山(2012)や河野(2018)など、より法学的な分野では横田(2018)などでも学術論文の形式性に関して丁寧に言及されている。こうした書籍を教科書として設定し、丁寧に輪読していくことでも同様の指導内容は獲得されるものと推察する。

8. 橋本基弘教授によるゼミ開講

2022年12月22日、中央大学多摩キャンパスのFOREST GATEWAY CHUO内で行われた、橋本基弘教授によるゼミの内容について論じる(本章の内容は橋本先生のゼミ内で配布された資料にも順じながら論じる 橋本 2021)ゼミでは各問題に関する出題趣旨や論点説明、解説が行われ、見解が分かれる論点に関しては大学におけるゼミ活動さながらのディスカッションが展開された。例

例えば「ヘイトスピーチと公的機関使用に関する課題」に関しては、表現の自由に関する争点としてヘイトスピーチを「法」という手段を用いて規制することの正当性をどのように考えるべきか、また「ヘイトスピーチをそもそも定義することができるのか」などが存在する。特に本問の場合、依然として明確化されていない「ヘイトスピーチを繰り返し行ってきた団体である」ことを基準として持ち出し、「公」の施設の使用を拒否するという行為が許されるのか(正当な理由に該当するのか)が問題となる。それに対して、いかなる理由であっても事実発生することが「おそれ」に留まり、「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されない」場合は利用拒否の事由にあたらなるとされた泉佐野市民会館事件最高裁判決にも触れつつも、その基準が適応しえないような多様なケースを想定した見解の交換が行われた。

「ヘイトスピーチと公的機関使用に関する課題」に解答した5本の論文についてはいずれも高く評価された。主な評価は「出題に忠実に三段階審査を用いて規制の合憲性を考えている」点、「新聞記事やネットでの報道を広くあつめて説得力のある論文に仕上がっている」点、「大学の学部生の期末答案を彷彿とさせるスタイルで、非常に賛同できる論理が形成されている」点、「論旨が明快で極めて読みやすい」点、「論文構成もしっかりしていて法学部で要求されるレベルを既に満たしている」点、「本問の本質がグローバル社会によってもたらされた多文化の共存にあることを説得力が高く指摘されている」点などが挙げられている。

また「学校教育におけるオリンピックの観戦に関する課題」については、「いやだと思ふ行事に強制的に参加させられること」はどれだけ我慢しなければならないのかという人権上の根源的問題について、「然るべきところ(ここである学校)が決めたことには従う義務がある」という命題にぜひとも挑戦してみてほしいという意味を込めた作問であることが語られた。本問において特に大きな論争点となるのは「自分の子供を観戦に行かせたくないという親の気持ちをどのように憲法上捉えるべきか」、「観戦拒否を欠席扱いとしたことが国家

賠償法1条の上で違法といえるかどうか(オリンピック観戦に出席しなかった生徒を欠席扱いにしたことに過失があるか)」の二点についてである。そもそも本問に関してはなぜ児童B及びその家族が観戦を拒否したのかという明確な理由は論じられていない。よって「子供を過密空間に行かせることが健康上のリスクがあると考えた場合」「親も子供もオリンピック開催そのものに反対している場合」「観戦対象が格技であり、自らの信仰に受け入れられない場合」など多様なケースにおける可能な主張を考慮しなければならない。

これらの論点は第三回目のレクチャーでも度々高校生の中で議論されてたことであるが、橋本ゼミの中でも高校生自身が想定していた多様なケースが示され関連な議論が行われた。橋本教授は法学部で学ぶ上ではこうした多様なケースを想定して論旨をくみ上げる「想像力」が必要であるとし、高校時代は是非とも色々な小説を読むなどして想像力を鍛えてほしいと語った。また本問については2つの論文が提出されたが、いずれも「子供が観戦を拒否する理由を場合分けして考えられている点で法律的な構成がされている」「詳細で網羅的な本格論文であり、判決文になりそうな水準である」と高い評価を行っている。



2021.12.22 多摩キャンパス「FOREST GATEWAY CHUO」にて。
コロナ禍で大学訪問の機がなくなっていた生徒達にとって、
橋本先生に会えることに加え中央大学に行けることも大きな励みとなった

9. 「法学論文ゼミ」の参加者談をもとにする効果の質的検証

○インタビューデータの取得と切片化・ラベル化

次に本プログラムの効果を質的に検証したい。橋本先生によるゼミ終了後に

生徒に行ったヒアリングでは次のような解答が得られた。その上で本研究ではヒアリングの議事録を細かく区切って切片化した上で、切片に適合したラベルをつけるという作業を加えることでより精緻な解釈を心掛けた。結果的に本研究では参加者13名の言説より60もの切片とラベルが生成された。本章ではこのインタビュー言説を解釈することで、「法学論文ゼミ」の効果を検証していきたい。

図1 「法学論文ゼミ」参加者13名の言説の切片化とラベルの生成

参加者	切片	ラベル
A	今までは、法学と聞くと、決まった型に当てはめるような、少し堅苦しい学問のイメージがありました。	参加前の法学への「堅苦しい」というイメージ
A	今回実際に論文を書いてみたり、橋本先生のお話を聞いたりして、想像力や課題発見能力が大事であることに気づき、法学部に対するイメージが変わりました。	想像力や課題発見能力が重要と聞き、法学部へのイメージの変容
A	また、様々な面から物事を考える際には、様々な知識が必要になるため、高校で様々なことを満遍なく学ぶという経験が役に立つと聞き少し勉強のモチベーションに繋がりました。	高校での「満遍なく学ぶ」ことへのモチベーション向上
A	難しかったですが、参加して良かったです。	難易度が高かった
B	元々あまり法学部に興味はなく	法学部への関心は元々なかった
B	私は文章を書くことが苦手なので、3年生で書く論文の練習になれば良いな、程度の軽い気持ちで思い申し込みました。	3年次に待ち構える卒業論文への予行練習
B	案の定、論文を書くのにはとても苦労しましたが	論文を書くプロセスへの苦労
B	友人と協力しながら進め、試行錯誤しながら取り組みました。	友人と協力しながら取り組めた

B	中学校まで学んできた内容や高校生になってからの政治・経済の授業で内容したことを実際に活用して現代社会の問題を考えていくことは非常に面白くこのゼミに参加して良かったと思えるようになりました。	中学や高校の授業で学んだ内容を応用して考察することは面白かった
B	橋本先生の解説は非常に分かりやすくてためになる話ばかりでした。お忙しい中私たちのために解説講義をしてくださりありがとうございました。	橋本先生の講義がためになった
B	今回の講義を聞いて少し法学部に興味を持つようになりました。	法学部への興味を持つようになった
B	特に、最後の方に先生がアドバイスくださった「小説を読む」ことはこの先の人生でも続けようと思いました。大学生になるまでに少しでも文章力を向上できるよう頑張ります。	橋本先生の人生のアドバイスを教訓として
C	論文は未知の世界で、どう書けばいいのか、全然分からなく大変でした。	論文の書き方が分からない大変さ
C	けれども、沢山の本を読んで色々考えて、とても楽しかったです。	調査し、思考する楽しさがあった
C	論文は固く考え過ぎずに、発想力や多角的な視点も必要だと分かりました。	発想力や多角的思考の必要性を実感
C	ぜひ機会があれば、来年も挑戦したいです。	来年もぜひとも参加してみたい
D	今回少し軽い気持ちで受講したのもあって、正直やっていく中できつい時もありました。	相当きつく、覚悟が求められるプログラムである
D	ですが、アドバイスを何度もくださったり、集まりを開いてくださったりしたおかげで短かったし未熟だったけど、自分なりに完成させることができました	定期的なアドバイスの機会や集会が支えとなった

D	ヘイトスピーチの問題に深く考えるきっかけにもなりました。グローバルの視点から見ると、問題になってることもいけないんだと考えさせられ、ヘイトスピーチ等の差別をなくす活動を行なったりすることも自分の将来の選択肢になりました。	論文で議論した内容が自分の将来の選択肢に
D	最後に先生方の貴重なお話を聞けて、法学部や大学について、また想像力を高めるお話を聞いてこれからの学校生活で活かそうと思いました。ありがとうございました！！	先輩や教授らの話が今後の学生生活に活かされる知見に
E	私は模擬裁判に参加した経験があったため、先輩方や同級生と協力しながら論告・弁論を書くということには慣れていました。	模擬裁判の経験があったので論告することには慣れていた
E	しかし、一人で法を使いながら論文を書くのは初めてだったのでとても難しく、たくさんたくさん試行錯誤しました。	一人で法律を用いた論文を書くというのは初めての経験
E	提出日までに法論を完成させられず提出することはできませんでしたが、この経験は私にとってすごく大きな糧になったと思います。	提出は叶わなかったが、挑戦したことは大きな糧となっている
E	今回、問いの解釈を間違えてしまった状態で書き始めてしまい、気づいた時にはもう完成間近という事態になってしまいました。次回から、このような機会があれば問いを何度も読み返すということを大切にしていきたいと思います。	設問の解釈が誤っていたという気づきと次回に向けた反省
E	また、法論文そのものの話ではありませんが、橋本先生のお話の中で、問題をつくることができるかが AI と人間の差という言葉が一番心に残っています	橋本先生との対話で得られた大きな気づき
E	私は中学生の時、道徳の時間で AI と人間の違いを議論したことがあります。それから社会のデジタル化を感じるたびに、この問	中学時代に思考していた内容をより深く考察する機会となった

	題について考えてきたので、思いがけず橋本先生のお考えをうかがうことができ、それだけでこの法論文プロジェクトに参加してよかったと思うことができました。	
E	最後には中大を見学することもできて、有意義な時間を過ごすことができました。自分が法学の道に進むかは分かりませんが、中大生になるということに少し実感を持つことができました。	中央大学を見学できたことで、中大生になるという実感も掴むことができた
F	今回法学論文を書く体験をして、悩むことが多く非常に難しかったのですが、	法学論文を書くという経験は悩みが多く難しい
F	法学に関する知識が少しでも増えたと思うし、情報収集や情報整理をする練習にもなり、多くのスキルを身につけられたと思います。	法学に関する知識や、情報整理のスキルを獲得できたと思う
F	以前まで法学に難しいイメージしか持っていませんでしたが、楽しいイメージも持てるようになりました。	難しい法学のイメージが楽しいイメージに
F	またこのような機会があれば参加したいです、素敵な経験をさせていただきありがとうございました。	再参加への意欲
G	自分が論文を書くときにグローバル化などに触れたことに対して、不安であったが、その部分が評価されてとても達成感を味わうことができました。	自分が論文を書く際に施した工夫が評価されて達成感
G	また、他の仲間の論文の講評などから筋道の立て方や論じ方、用いた参考文献など学べる部分が多かったので、次書く機会があれば参考にしたいと思いました。	仲間の論文や検討から学べることが多い
G	この活動を通して、法について、少しばかり触れ、判例などを用いて論文を書くことの面白さを感じたので、法学部について興味がさらに湧きました。	法学の専門的活動に触れたことで、より法学への関心が強まった

H	論文の書き方すら分からない状態でスタートし、書き終えることができるか不安でしたが、なんとか1つの形にすることができて良かったです。	論文の書き方が分からない不安はあったが何とか完成できた
H	また、私たちが書いた論文についてお褒めの言葉をいただけたことがとても嬉しかったです。	論文の内容を褒めて頂けて嬉しい
H	ですが、改善すべき部分等はたくさんあると思うので、今回学んだことを来年の卒業論文に生かそうと思います。	再参加の際には改善点を補っていききたい
I	今回は来年の卒業論文にも生かせると思い参加しましたが、それ以上に学ぶことが多いゼミでした。	来年の卒業論文に活かせるのではないかという意図での参加
I	初めは「ヘイトスピーチが許されるわけではない」という固定観念から、Aの訴えは認められないと考えていました。しかし深く勉強していくと、日本国憲法の21条で「集会の自由」が保障されていることを知り、Aのホール使用に対する不許可処分は、Aの「集会の自由」を侵害するものではないかという考えに変わりました。	自分の固定概念が調査と多面的考察によって崩され、新たな考えに到達した
I	また、Aの行ってきた街宣活動には、「本邦外出身者を日本から追い出すことで、日本の利益を守る」という「公共の福祉」のための目的があるとも考えられることに気がつきました。	事例で論じられている内容について独自の解釈を加えることができた
I	ただ、必ずAの訴えが認められるわけではなく、例えば、「暴動が怒る可能性が高い場合は、Bの下した不許可処分は合憲である」ということなど、例外も多くあることを知りました。可能性は無限にあって、そのケースによって判断が変わってくるというのがとても興味深かったです。	事例によって例外が生まれ、判断の可能性が増幅することへの興味深さを感じた

I	広い視野(今回ならAの立場に立ってみる)を持って問題を見つめてみると、固定観念に縛られていては絶対に気づけない考えがたくさん見えてきて、立場が違うだけでこんなにも問題の見え方や主張が変わってくるのだという面白さと、発見につながりました。	事例における立場の違いによって問題の見え方が変化する面白さの発見
I	今回のゼミを受けて、社会に存在する問題に対して一方の視点のみから考えるのではなく、あらゆる可能性を考えてみる力の大切さを実感しました。	社会的な問題を複眼的に解釈していく力の重要性を実感
I	これは論文を書くことにとどまらず、社会に出てからも役立つ力だと思うので、さらに伸ばしていけるように努めたいです。	ゼミで獲得した知見は論文のみならず広く社会において汎用的である。
J	今回橋本先生のお話を聞くことが出来て、自分が法論文を書く時に疑問を持っていたことを解決することができ、とても有意義な時間を過ごせました。	執筆時に抱いていた疑問を、橋本先生との対話の中で解消
J	私は興味本位でこの講座に参加したので知識も全くなくて、不安で仕方なかったのですが、	興味本位で参加したので事前知識もなく不安で仕方なかった
J	周りにいらっしゃった先輩方や、OBの方のサポートがあり、無事完成させることが出来ました。	先輩やOBのサポートによって論文は完成できた
J	来年も予定されているということで、またチャレンジして橋本先生にパワーアップした法論文とともにお会いできるように今から努力したいと思いました。本当にためになりました。	来年の開催に向けて努力を継続していきたい
K	今回、法学論文ゼミを興味本意で受けてみて、最初は法学の概念？や論文の書き方がまったく理解出来ず書き終わる気がしませんでした。	初学者であったため、最初は法学知識が足りず取り組めるか分からなかった

K	実際、ほんとにぎりぎりまで方針が決まらず滑り込みで終わらせたので大分爪が甘かったなと反省しています、、、でも、それ以上に沢山のことを学べた気がするので参加して良かったなと思います！	最後まで方針が決まりきらず、ぎりぎりだった
K	今回手を挙げるのが恐れ多かったです。実は法学に少し興味があって、、、	実は法学に興味があった
K	法の知識はもちろん思考力も必要だと今回知ることができてとても良かったです！学校の授業や読書、アニメ鑑賞など自分に出来ることをしようと思いました。	法知識のみならず思考力の重要性も実感
L	この法学論文ゼミは正直とても難しかったです。書式も知識もなく、本当に0からのスタートで場合分けをしても何回も却下されて、友達ともぶつかり合って苦しかったです。なんとか書き上げることができて良かったです。	論文の体裁や知識などもない状態で、更に友人とも議論を交わすのも難しかったが、何とか書き上げられた
L	さらにそれを橋本先生に想像以上に褒めて頂き、とても嬉しかったです。	執筆した論文を橋本先生に評価されて嬉しかった
L	また先生の授業は単純明快で分かりやすく、また大学のゼミの雰囲気を経験することができ、これから進路を決めていく判断材料になり、今回のゼミを申し込んで良かったと本当に思いました。	橋本先生の授業も分かりやすく、進路を決定する判断材料になった
L	何回も質問してそのたびに解説やヒントをくれた西村さん、Aさん、Bさん、実際に講義、講評を含め、雑談、サインの願いまで叶えて頂いた橋本先生、本当にありがとうございました。	質問に応じてくれたサポーターや、講評して下さった橋本先生への感謝
M	初めて論文を書いたので、書き方や手の付け方が分からず、難しかったです。	初めての論文の執筆につき、取り掛かる方法が分からず難しかった

M	また、憲法の内容について詳しく理解できていなかったのも、自分たちが立てている筋道が正しいのかが分からず、闇雲に進めている気がして怖かったです。しかし、それだけ達成感を感じることができたとも思いました。	法学の知識が不足する状態で論を構築するのは正確な議論が出来ているか不安だった
M	共作だったので、自分とは違う様々な意見に触れて1つの論文にするのが新鮮で貴重な時間でした。	異なる意見に触れながら論文を書くことは貴重な経験
M	法に触れ、論文を書く時間は、筋道立てや根拠集めなど、辛い時間も多かったです。思い返すと、問題の答えを考えている時間を、煮詰まることはあっても、苦痛に感じたことがなかったので楽しかったと思います。	論文執筆に過程は非常にハードな体験だったが苦痛に感じなかった

○インタビューの検証

インタビューから解釈可能な事柄について記述する。第一に参加動機に関しては「法律になんとか興味があるという理由で参加した」「進学したい学部が決まっていなくて、一つの選択肢として、法学について知ろうと参加した」「元々あまり法学部に興味はなく、私は文章を書くことが苦手なので、3年生で書く論文の練習になれば良いな、程度の軽い気持ちで思い申し込みました」「私は来年の卒業論文にも生かせると思い参加しましたが」などの言説が抽出された。概ね参加者の高校一年生・二年生に関してはまだ進路希望は固まっていなくて、進路選択の一つとして「法学」を知るといった目的のもとで参加していることが伺えた。また前述の通り中央大学杉並高等学校では高校三年時に卒業論文が課せられるため、その前段階の準備として「論文のかきかた」に触れるという目的のもとで参加する傾向も見られた。

第二に本プログラムに参加することによる法学部への関心の変化についてであるが、参加前の法学に対するイメージは「法学と聞くと、決まった型に当て

はめるような、少し堅苦しい学問のイメージ」「法学に難しいイメージしか持っていないんですけど」などの難しい、堅苦しいというイメージの言説が見られた。だが今回のプログラムを通して法学部に対する関心の変化について言及された言説として「今回実際に論文を書いてみたり、橋本先生のお話を聞いたりして、想像力や課題発見能力が大事であることに気づき、法学部に対するイメージが変わりました」「今回の講義を聞いて少し法学部に興味を持つようになりました」などが見られた。また「法学」という学問領域への自分なりの捉え方について語られた箇所として「法学に当てはめて考えるとき、一つの事例から生じる可能性は無限にあって、そのケースによって判断が変わってくるというのがとても興味深かったです。広い視野(今回なら A の立場に立ってみる)を持って問題を見つめてみると、自分の常識や固定観念に縛られていては絶対に気づけない考えがたくさん見えてきて、立場が違うだけでこんなにも問題の見え方や主張が変わってくるのだという面白さと、発見につながりました」「また、様々な面から物事を考える際には、様々な知識が必要になるため、高校で様々なことを満遍なく学ぶという経験が役に立つと聞き、少し勉強のモチベーションに繋がりました」「以前まで法学に難しいイメージしか持っていないんですけど、楽しいイメージも持てるようになりました。」などが挙げられた。これらの言説からは本プログラムは①従前の法学のステレオタイプから離れて、より解像度の高い法学のイメージを持つ効用があったこと、②法学部で学ぶ上で要求される能力に対して共感する機会となり、今後の高校生活における学習の方針への意識化が見込めるという効果があった。

第三に本プログラムに参加することで参加者に要求された試行錯誤についてである。該当する言説は「論文を書くのにはとても苦労しましたが友人と協力しながら進め、試行錯誤しながら取り組みました。中学校まで学んできた内容や高校生になってからの政治・経済の授業で内容したことを実際に活用して現代社会の問題を考えていくことは非常に面白く、このゼミに参加して良かったと思えるようになりました」「書式も知識もなく、本当に 0 からのスタート

で場合分けをしても何回も却下されて、友達ともぶつかり合って苦しかったですが、なんとか書き上げることができて良かったです」「論文は未知の世界で、どう書けばいいのか、全然分からなく大変でした」「初めは「ヘイトスピーチが許されるわけがない」という思いから、A の訴えは認められないに決まっていると考えていました。しかし深く勉強していくと、日本国憲法の21条で「集会の自由」が保障されていることを知り、A のホール使用に対する不許可処分は、A の「集会の自由」を侵害するものではないかという見方があるということを知りました」などが該当する。全体的には事例を細かく精査することで「多面的視点」で考察していくことの重要性に気づいたと語る言説が散見されている。

また「書式も知識もなく、本当に 0 からのスタートで」「論文は未知の世界で、どう書けばいいのか、全然分からなく大変でした」といった執筆プロセスについての苦悩について語る言説も見られた。確かに高校生にとって法学も論文執筆に関しても勉強したことのない「0からのスタート」であり、本プログラムの難所はそこから数か月で最終的に1本の論文答案を生成しなければならない点にある。本プログラムに関しては、サポーターによる定期的な伴走や丁寧な判例や条文の読み解き方の指導によって「0からのスタート」を効果的に支援する体制が整えられたが、実際には2名のサポーターの属人的な指導能力や専門性に依存しているため、まだまだ再現可能な指導ノウハウが抽出されているとはいえない。継続的な開催に向けては「0からのスタート」から法学論文を執筆するに至るまでの効果的な指導プロセスの体系化が課題である。

また振り返りの中にも今回自分が到達できていなかった伸びしろや、次回はどういうことに気を付けて取り組んでみたいかについての言及も見られている。特に来年度も開催されるならば是非とも参加したいという言説や、また来年待ち構える卒業論文でこの経験を活かしたいという言説が見られた。これらのデータからは今回の法学論文ゼミは複数年度での開催や、中央大学杉並高等学校が伝統的に行ってきた卒業論文執筆への接続性や親和性が高いものと推察

される。

ではサポーター目線では今回の演習で参加者高校生はどのような能力が身に付いたものとして評価可能なのであろうか。実際に1人のサポーターは全行程終了後に振り返り「法律の論文を書くという作業にあたって求められる『色々なことを考える力(複合的な視点)』『説得力のある説明をする力(論理的な枠組み)』というものを今回のプログラムを通して高校生の皆さんに学んで貰えたらいいなと思っていましたが、少なくともどちらか一つについては何かしら学んで貰えた」ことで「今回のプログラムは教育的にも一定の成果を得られた」のではないかと語っている。だが全体的には『説得力のある説明をする力(論理的な枠組み)』を気にするあまり時間がどんどん無くなってしまった人が多かったとも語られていて、次年度も法学論文ゼミを実践する場合は、『色々なことを考える力(複合的な視点)』の開拓に注力したプログラム設計が要請されると推察される。

また橋本基弘教授は西村宛の私信のうちで、本プログラムの意味について「論文を執筆するにあたり、自分で考えてみる、先輩の知恵を借りるというプロセス」と「成果物を前提にして、大学教員と対論を行うことで、自分たちの思考を確認したり、あらたな気づきがあったこと」を挙げており、即ち「問題を考えていくプロセス」そのものに意味があったとしている。勿論成果物としての論文の質とは、大学入学後に専門的学習を行うことで高められるものであろう。しかし先輩のアドバイスを受けながら専門的知見を自らの道具として活用しようとする挑戦の機会や、大学教員に自らの考察した成果をぶつけることで、新たな思考や気づきを獲得できた点は価値があったと評価可能である。そして今後も中央大学杉並高等学校で「無謀であっても取り組んでみるプロセスによる学び」が提供できるように環境整備が求められる。

「高校生に法律の専門的な問題を考えさせることが、少々無謀かなと思っただのですが、意味はあったと思います。それは、つまり、論文を執筆す

るにあたり、自分で考えてみる、先輩の知恵を借りるというプロセスに意味があったことと成果物を前提にして、大学教員と対論を行うことで、自分たちの思考を確認したり、あらたな気づきがあったことにかかわります。できあがったものを評価するのみならず、問題を考えていくプロセスも含めてのプロジェクトだったと思うのです。」

(中央大学法学部橋本基弘教授より、西村宛の私信より)

10. 「法学論文ゼミ」で実現した理想的な高大連携体制

こうした高大連携プログラムはどのようにして可能になったのだろうか。橋本基弘教授はゼミ終了後、小泉に「この種の企画は、誰にとっても片手間ではできませんので、生徒さん、先生、協力してくれた大学院生の力が合わさってうまくいったのでしょう。その意味では、高校生と大学生、大学院生、教員をつなぐ、まさに高大連携事業として成功したように思います。(略)いろいろな人の力で完成させた事業でした」と語ったとしている(中央大学杉並高等学校 2021c)。確かに橋本教授が語るように本プログラムは、高校生に法的知識を提供するサポーター、プロジェクトマネージャーとしての西村・小泉、そして何より日々の勉学に多忙であるにも関わらず参加してくれた高校生のどれが欠けても達成することはできなかった。そして本プログラムにおける一人ひとりが「役割」を果たしていくことによって良質な体験が形成されていったように感じる。そこで本章では今回の「法学論文ゼミ」の指導体制を示した上で、高大連携プロジェクト運営に要求される組織体制のあり方を考察する。

まず教育指導の要であるサポーターである。サポーターはこのプログラムでは「高校生らにとっての『法学部生像』の写像であり良き指導者」という役割を担った。そもそも本プログラムの設計思想は、大学での学習内容と近いレベルの法学論文の課題にサポーターの手を借りながら取り組んでいくことで、法学という進路選択が自分にとって向いているかを自己判断する機会にしてほしいというものである。特に「サポーターの手を借りる」ことが彼らの進路開拓

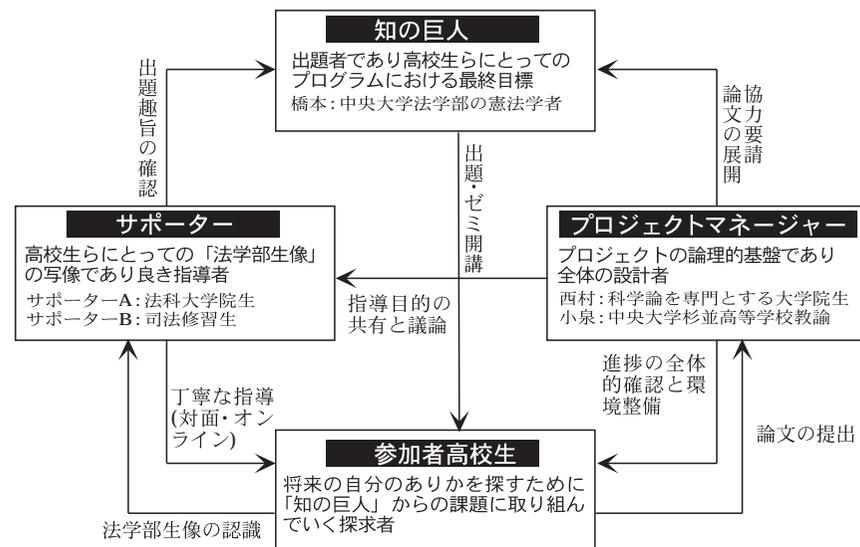
に重要な役割を果たすものと考えている。高校生にとって「サポーター」とは、法学部で法学的専門性を獲得している(しつつある)大学生や法科大学院生等が該当し、法学部に進学することで、いかなる成長の可能性があるかを可視化するという役割を持つ。だがこの「写像」としての役割は単に法学部生なら誰でも務まる訳ではなく、高校生に出題された課題を多面的に検討し、また高校生から問われた質問について適切に解答できる指導能力を持ち合わせている必要がある。この点本プログラムに参加して下さった2名のサポーターは、第一著者がかつて所属していた中央大学における法律討論サークルの「学術連盟法学会」のOB同士であり、彼らは法学事例問題をサークル内で検討する際に高い説明能力を有していたことを知っていたため、今回協力していただいた。

二つ目の立場はプロジェクトマネージャーである。プロジェクトマネージャーの役割は「プロジェクトの論理的基盤であり全体の設計者」である。科学論を専門とする大学院生の西村と、中央大学杉並高等学校の小泉がその役割を担っている。プロジェクトマネージャーは本プログラムにおける教育的効果に責任を持ち、高校生が出題された課題に全力で取り組むことができる環境を整備する。企画全体の管理、計画の策定、タスクの管理、サポーターの選出、ならびにサポーターとの教育指導内容についての打ち合わせについては西村が担当し、教育プログラムの成果と質の全体的な責任を負った。また小泉は中央大学杉並高校の図書館に憲法学に関する蔵書を用意しつつ、会場準備や、橋本基弘教授とのコミュニケーション、校内での企画説明、生徒の状況確認とモチベーション管理を担当した。このようにプロジェクトマネージャーの中でも、校内調整を担当する小泉と、校外より企画全体を統括する西村に役割を分担し、頻繁に情報を共有しあうことで円滑に企画が進行した。

三つ目の立場は知の巨人である。知の巨人の役割とは「出題者であり高校生らにとってのプログラムにおける最終目標」である。ここでは橋本基弘教授が該当し、高大連携事業における「大学」が果たす役割といえよう。橋本教授は高校生らが法学部に進学した際に憲法学の授業を受講する際にいずれまた遭遇

しうる師である。今回のプログラムの最終ゴールはその「知の巨人」に執筆した論文を講評してもらうことであり、その最終ゴールが存在することで高校生らの努力目標が設定される。また知の巨人の存在はプロジェクトマネージャーやサポーターらに緊張感を与える。つまり「橋本先生との出会いを果たす高校生を一人でも増やす」ことが指導目標として設定されるのである。

図2 中央大学杉並高等学校「法学論文ゼミ」における組織体制



今回の実践より高大連携プログラムの運営においては「知の巨人」「プロジェクトマネージャー」「サポーター」という三つの立場の重要性を示した。そしてこの三者の相互作用によって「参加者高校生」の進路探求が実りあるものとなると結論付ける。またこのフレームワークは中央大学杉並高等学校の高大連携のみならず、あらゆる高大連携プログラムの運営において汎用性の高いものであると考えられる。特に「出張出前講座」とも呼ばれる高大連携プログラムの形態は、「大学教員—高校教諭」の関係性の中でプログラムが組みあがちで

あることから、身近な先輩としての「サポーター」が介在しないプログラムであることが多い。その結果、大学の教員が高校で授業するだけに留まり、よくある「講演会」と何ら変わりもないものになりがちである。しかし今回の実践によって「サポーター」は高校生らにとって数年後の先輩となりうる存在であるため、身近な将来を臨むことができる「写像」としての役割が果たされ、「法学部進学」という進路選択がどのような未来が期待されるかが明確化されるのである。

11. 持続的に「法学論文ゼミ」を開催する上の課題

最後になるが、中央大学杉並高等学校が持続的に「法学論文ゼミ」を開催していく上での課題について論じる。細かいことから始めるならば、高校図書館における蔵書問題を解決する必要がある。「法学論文」を執筆するにあたって高校生らは法学の参考文献にあたることが不可欠であるが、参照可能な憲法学の文献(基本書と呼ばれるもの)が図書館内に中々揃っていなかった。もしも持続的に法学論文ゼミを開講するならば、憲法・刑法・民法分野における「基本書」や「判例集」と呼ばれる分野の蔵書が図書館内に揃い、自由に借りることができることが望ましい。特にこれらの専門的な書籍はいずれも高額であり、各人が買い揃えることは難しいため、図書館の蔵書として揃えられていることが望まれる。以下の図表は中央大学法学部出身の司法修習生・弁護士・法科大学院生・法学部生の五名に学部時代に使用していた参考書のリストアップを求めた結果をまとめたものである。以下のような書籍が図書室で自由に借りられる状態が整えられることで、より「法学論文ゼミ」において参加者高校生が参照可能な資料が増え、論文執筆の精度が向上していくものと推察する。

図3 中央大学法学部出身者五名に聞いた学部時代に使用していた基本書・判例集・その他

	著者	著書名	出版社
憲法	渡辺康行ほか	憲法Ⅰ 基本権	日本評論社
	渡辺康行ほか	憲法Ⅱ 総論・統治	日本評論社
	曾我部真裕ほか	憲法論点教室	日本評論社
	芦部信喜	憲法	岩波書店
	安西文雄ほか	憲法学読本	有斐閣
	長谷部恭男ほか	憲法判例百選Ⅰ	有斐閣
	長谷部恭男ほか	憲法判例百選Ⅱ	有斐閣
民法	潮見佳男	民法(全)	有斐閣
	佐久間毅	民法の基礎1総則/民法の基礎2物権	有斐閣
	内田貴	民法Ⅰ/民法Ⅱ/民法Ⅲ	東京大学出版会
	潮見佳男	基本講義 債権各論〈1〉/〈2〉	新世社
	池田清治	(基本事例で考える民法演習)	日本評論社
	中田裕康	債権総論 第四版	岩波書店
	中田裕康	契約法 新版	有斐閣
	潮見佳男ほか	民法判例百選Ⅰ 総則・物権	有斐閣
	窪田充見ほか	民法判例百選Ⅱ 債権	有斐閣
刑法	大塚裕史ほか	基本刑法Ⅰ 総論 第3版	日本評論社
	大塚裕史ほか	基本刑法Ⅱ 各論 第2版	日本評論社
	山口厚	刑法	有斐閣
	安田拓人ほか	(ひとりで学ぶ刑法)	有斐閣
	佐伯仁志ほか	刑法判例百選Ⅰ 総論	有斐閣
	佐伯仁志ほか	刑法判例百選Ⅱ 各論	有斐閣

次に、高校生の持続的なモチベーション管理も重要である。今回の「法学論文ゼミ」はただでさえ日常の学習や部活動など多忙な高校生をより苦勞させてしまう。そうした中で高校生のモチベーションに尽力し、2021年度プログラムの完走できたのは、最も傍で高校生に向き合ってきたプロジェクトマネージャーの小泉の尽力にあると考える。このようにプロジェクトマネージャーの中にも高校生の状況に機微に対応し、全体のプロジェクトをコントロールできる存在が今回のようなプロジェクトを進める上では不可欠であり、今回の小泉のように「法学論文ゼミ」に意義を感じ、情熱を注いで高校生に向き合える存在が中央大学杉並高等学校の内部より生まれることが、本プロジェクトの持続化に向けた課題である。

また、参加者高校生の文章表現力、ならびに読解力の強化も課題である。今回の法学論文ゼミで提出された論文は、分かりやすく論理立てられた文章で表現されていると高く評価されてはいたものの、元々文章表現を得意とする生徒層がこのゼミへ参加していた可能性は捨てきれない。したがって本プログラムを継続的に実施し、より多くの生徒に有効なものとしていくためには、全学的な文章指導の強化が必要であり、具体的には小論文演習や論理コミュニケーション(梅嶋 2015)などの学習が想定される。より発展的かつ専門的な法律学習を求める生徒には、法的文章に特化した文書作成法が解説されている、井田ら(2016)による『法を学ぶ人のための文章作法』を勧めてもよいだろう。また「文章表現力」と並んで「読解力」を開拓していく必要もある。法学論文を執筆する上でリファレンスするのは、高校生が読解するものとして最適化された「現代文」ではなく、難解な「法的文書(判例・学説・条文等)」である。そうした文章を理解するためには、現代文の試験で得点するための読解力の強化に留まらず、公民科目で学習するような現代社会に関する知見を持ち、文章中に記述されている専門用語にも対応できる能力を意識的に鍛える必要がある。

何より最大の課題は「法学的専門性を持つサポーターの確保」である。確かに2021年度の開催によって本プログラムの教育的有効性が概ね実証されたと

いえる。しかしその実証範囲については、あくまで「教育指導能力と法的思考能力の双方を持ち合わせているサポーターが用意できた場合」という条件がついてしまう。現に二名のサポーターのうち一名は司法試験に合格しており、もう一名に関しても来年の司法試験の合格が期待される。こうした高度な専門性を持つ人物がサポーターを務めたからこそ、三度のレクチャーでは「法律学習の体系」から、個別具体的な問題の検討まで網羅的な指導が可能になった。したがって来年度以降、中央大学杉並高等学校が本プログラムを開催するにあたっては、今回の二名のサポーターに準ずる専門性を持った人材と連携しなければならない。

だが中央大学杉並高等学校の場合、数多くの学生が中央大学法学部に進学している。その卒業生間のネットワークの中から「サポーター」の該当者を探していくことは可能である。例えば中央大学法学部の場合は「多摩学生研究棟『炎の塔』」の各種研究室で、法学的専門性を鍛錬するための学習に取り組んでおり、学生同士で自主ゼミを開講するなどの「教えあい」が日頃より行われている。そうした協働的学習によって法学的専門性を得てきた学生であれば「サポーター」としての役割は果たされうるのではないかと期待される。またそれよりもっと期待すべきなのは、本プログラムへの今年度参加者が大学進学後に確たる法学的専門性を獲得し、サポーターとして後輩の指導に戻ってくるといった循環的ネットワークが構築されていくことである。「学び手」であった高校生が、今度は「作り手」にまわる構造がつくられることによって、この「法学論文ゼミ」が中央大学杉並高等学校の「伝統」として根付き、特徴的なプログラムとしての魅力化が図られていくものと推察される。しかしながらその循環的ネットワークが構築されるためには、まだ受講生が大学生となっていない現在は、しばらくの間はサポーターとしての協力者について卒業生を含めたネットワークから募っていくという形式により、本プログラムを存続させていく必要があると考える。

参考文献

- 飯窪真也, 齊藤萌木, 白水始, 堀公彦: 実践と研究の継続的往還で支える学習科学, 認知科学, 28巻, 4号, pp.495-496, 2021.
- 井田良, 佐渡島紗織, 山野目章夫: 法を学ぶ人のための文章作法 第2版, 有斐閣, 2019.
- 梅嶋真樹, 仁藤亜里, 齋田有里, 日本論理コミュニケーション技術振興センター: 論理コミュニケーション 第2版, 慶應義塾大学出版会, 2015.
- お茶の水女子高等学校: 2018年度SGH生徒研究論文集(2021年7月8日閲覧, https://www.fz.ocha.ac.jp/fk/menu/school/search_d/fil/2018SGH.pdf), 2018.
- 風間大輔, 長谷川仁子, 村本哲哉, 西本昌司, 大山光晴: 科学研究に取り組む生徒に対する支援体制の国際比較: その1, 28巻, pp.503-504, 2004.
- 樫澤秀木: 「法教育」は可能か「法化」論の観点から, 法社会学, 2009巻, 71号, pp.90-103, 2009.
- 勝野頼彦: 高大連携とは何か, 学事出版, 2004.
- 京都市立堀川高等学校: 2021年学校案内, (2021年7月8日閲覧, <http://www.kyotocity-hs.jp/school/horikawa/pdf/horikawa.pdf>), 2021.
- 慶應義塾高等学校: 平成27年度学校評価(慶應義塾高等学校), (2021年7月8日閲覧, https://www.hs.keio.ac.jp/profile/pdf/evaluation_summary_2016.pdf), 2016.
- 河野哲也: レポート・論文の書き方入門 第4版, 慶應義塾大学出版会, 2018.
- 駒ヶ嶺泰暁: 中央大学「ライティング・ラボ」によるチューターの中大杉並高校への派遣の試み, 中央大学杉並高等学校紀要, 第28号, 2019.
- 齋藤祐: PDCAサイクルに基づく高校生の卒業論文指導実践の検証: 10年間の実践を振り返って, 全国大学国語教育学会国語科教育研究: 大会研究発表要旨集, 126巻, 2014.
- 齋藤祐: 高校生のための論文指導—テーマの選定から論証の仕方まで, 日本私学教育研究所紀要, 43巻, pp.67-70, 2008.
- 齋藤祐: PDCAサイクルに基づく高校生の卒業論文指導実践の検証—10年間の実践を振り返って—中央大学杉並高等学校紀要, 第24号, 2015.

- 齋藤祐: 探求型論文指導におけるアウトラインの作り方—紙と付箋で「探求マップ」—, 中央大学杉並高等学校紀要, 第25号, 2016.
- 全国高校生法律討論大会実行委員会: 全国高校生法律討論大会のこれまで、現在、そしてこれから(2022年1月30日閲覧, <https://houritsuronshu2020.hatenablog.com/entry/2021/02/19/161632>), 2021.
- 中央大学杉並高等学校: 「全国高校生法学論文集2020」優秀賞受賞(2022年1月30日閲覧, <http://www.chusugi.jp/information/5110>), 2020
- 中央大学杉並高等学校: 法学論文ゼミ, (2022年1月30日閲覧, <http://blog.livedoor.jp/chusugi55/archives/31611494.html>), 2021a.
- 中央大学杉並高等学校: 法学論文ゼミ・解説授業, (2022年1月30日閲覧, <http://blog.livedoor.jp/chusugi55/archives/30207123.html>), 2021b
- 中央大学杉並高等学校: 学年主任より㊦, (2022年1月30日閲覧, <http://blog.livedoor.jp/chusugi55/archives/31617258.html>), 2021c
- 中央大学杉並高等学校: 中央大学との連携講座 法学論文ゼミ実施, (2022年1月30日閲覧, <http://www.chusugi.jp/information/6340>), 2021d.
- 戸田山和久: 新版 論文の教室 レポートから卒論まで, NHK出版, 2012.
- 橋本康弘: 「法教育」の現状と課題: 官と民の取組に着目して, 総合法律支援論叢, 第二号, pp.45-59, 2013.
- 橋本基弘: 中央大学杉並高校法学論文演習講演会, 講義レジュメ, 2021.
- 細川英雄, 三代純平: 実践研究は何をめざすか 日本語教育における実践研究の意味と可能性【新装版】, ココ出版, 2018.
- 西村歩: 専攻のミスマッチを抑止するための高校生向けキャリア教育の一考察 第二回全国高校生法律討論大会の実践から, サービス学会第八回国内大会, 2020.
- 横田明美: カフェパウゼで法学を—対話で見つける〈学び方〉, 弘文堂, 2018.

付録1「ヘイトスピーチと公的機関使用に関する課題」に併せて

提示された資料

【資料 1】 B 市ヘイトスピーチ防止条例

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、B市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場

合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、B市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体を代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、B市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定するB市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設(市が設置するものに限る。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者

その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であつて、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、B市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

【資料 2】 B 市民ホール設置仮条例

第5条 ホールの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるときは、第5条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

付録2 参加生徒による論文

なお以下に掲載する論文は参加者の高校生より許諾を得たものである。

(氏名はイニシアルに改めてある。)

表現の自由と公共施設の利用規制について

M. K, N. M

中央大学杉並高等学校二年

要約 市の条例に基づいて公共施設の利用を規制することは、時に憲法によって保障されるべき自由・権利を否定することにつながりかねない。公共施設の利用目的がヘイトスピーチを行うためである場合、利用を規制することは適当であると認められるだろうか。我々は、表現の自由は憲法によって保障されているものであり、表現の内容を根拠に公共施設の利用を規制することは、いくつかの例外を除いて違憲であると考える。

キーワード ヘイトスピーチ、憲法21条、公共の福祉

1章 はじめに

本件は、B市内において、在日韓国人・朝鮮人、中国人（以下「本邦外出身者」という。）に対する誹謗中傷を行っている団体Aが「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B市が設置している市民ホール（条例によって指定管理者Cが運営している）の使用申請を行ったところ、B市は、B市民ホール設置条例第10条（以下「第10条」という。）を根拠に、申請に対して不許可処分を下したことにに対し、Aは、この処分が条例の解釈運用を誤ったものであり、また憲法21条1項に違反して無効なものであることを理由に国家賠償法1条による損害賠償を求めたものである。

憲法21条は集会、結社および言論、出版、その他一切の表現の自由を保障するものであり、Aの市民ホールの使用申請に対し、B市が不許可処分を下したことは人権侵害に当たる。

一方、ヘイトスピーチは本邦外出身者の権利を侵害するものであるため、B市がAに対し、不許可処分を下すことは違憲ではないとも考えられる。

2章 本論

2.1. ヘイトスピーチの歴史

師岡によるとヘイトスピーチとは、「人種、民族、性などのマイノリティに対する差別に基づく攻撃を指し、「ヘイト・クライム」という用語とともに一九八〇年代のアメリカで作られ、一般化した意外に新しい用語」のことだ。また「ヘイト・クライム」という用語は、一九八〇年代前半にニューヨークを中心に頻発した差別主義的動機による殺人事件を受け、一九八五年にヘイト・クライムの調査を国に義務付ける「ヘイト・クライム統計法案」が作成されたことに始まる。また師岡は、「『マイノリティ』の国際人権法上確立した定義はないが、国連人権小委員会に任命された特別報告官のカボトルティが一九七七年に提出した報告書『民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する者の権利に関する研究』の次の定義が議論の土台となっている。①一国においてその他の住民より数的に劣勢な集団で、②被支配的な立場にあり、③その構成員は当該国の国民であるが、④国民の残りの人たちと異なった民族的、宗教的、または言語的特徴を有し、かつ、⑤自己の文化、伝統、宗教または言語を保持することに対して、連帯意識を黙示的であるにせよ示しているもの、である。これら五つの要素のうち、②が

もっとも重要な要素とされ、③の国籍については、一九九四年の自由権規約委員会の一般的意見二三などにより不要とされている。～このような定義から、例えば日本における米兵は、②の要件を満たさないでマイノリティとはいえず、米兵に対する非難はヘイト・スピーチにはあたらない。」と述べている。（師岡2013）

2.2. 表現の自由と公共の福祉

日本国憲法21条1項より、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」は保障されている。ところが志田によると、「権利の保障にはそれぞれ一定の限界がある。憲法12条、13条には、権利を『濫用してはならない』こと、国民は権利を『公共の福祉のために』利用する責任があること、国民の権利は『公共の福祉に反しない限り』『最大の尊重を必要とする』ことが書かれている。この2つの条文は憲法上の権利の全体に及ぶので、『表現の自由』にも、このルールが及ぶ。ただし、その場合にも、『表現の自由』への調整や規制については、その必要性や根拠について、とくに厳密な検討を必要とする。また規制が憲法違反ではないかと裁判で問われたときには、裁判所はその規制を簡単に合憲としてはならず、厳格な姿勢でその必要性を問わなくてはならない」のである。（志田2018）

2.3. Aの主張

Aは、不許可処分は条例の解釈運用を誤ったものである(2.3.1)、不許可処分は憲法に違反して無効なものである(2.3.2)、という2つの主張を行うことができる。

2.3.1 条例の解釈運用

第10条より、「指定管理者は、利用者が各号のいずれかに該当すると認める場合は、第5条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる」。この条文から、第10条の適用対象者が利用者であることが分かる。Aは市民ホールの使用申請を行った段階であり、実際にホールで集会を行ったわけではない。利用者という言葉が、既にホールで何らかの集会等を行っている者を指す、と解釈すれば、Aは第10条の適用対象者には該当しない。そのため、Aは、不許可処分が条例の解釈運用を誤ったものだ、という主張が可能である。

仮に「利用者」という言葉が、これから市民ホールを利用する者を指す場合には、Aは第10条の適用対象者に該当する。しかし「利用者」という言葉が既に使ってい

る者を指すと解釈することは不自然なことではなく、むしろ自然なことである。よって「利用者」という言葉が、これから市民ホールを利用する予定のある者を指すとB市が捉えているならば、第10条は解釈の不一致を起こすものであり、条例として不適切なものである。

2.3.2 憲法違反

Aは、本邦外出身者がわが国の利益を害する行動を行っていることを主張するために、街宣活動を行った。市民ホールで行う予定であった集会にも、同様の目的がある。憲法12条は、国民が憲法によって保障される自由及び権利を公共の福祉のために利用する責任を負うことを定めている。公共の福祉とは、「社会公共の利益」つまり「公益」（大島2016）のことである。Aは、わが国の利益を害する行動を行う本邦外出身者を追い出すことにより、わが国の利益を守ろうとしている。よって、Aの活動はわが国の利益、つまり公共の福祉のために行われるものであり、憲法12条によって定められている国民の責任を果たそうとしているものだとと言える。

また、国民は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」（憲法21条）が保障されている。Aは、市民ホールの使用申請に対して不許可処分が下されたことで、市民ホールで行う予定であった集会を行えなくなった。集会とは、複数人が同じような目的を持って、一時的に同じ場所に集まって行うものである。また、どのような場所でもできることではなく、基本的に、公園や公民館など、ほかとは区切られた空間を必要とする。そのため、集会を行うことを目的としたAの市民ホールの使用申請を不許可処分することは、BがAの集会の自由を侵害したと言える。

したがって、Aは、第10条を根拠にBが下した不許可処分が憲法12条及び21条に違反して無効なものである、という主張が可能である。

2.4. B市の主張

B市は、不許可処分が第10条に基づいたものである(2.4.1)、Aが行おうとした集会の内容は人種差別撤廃条約と自由権規約に違反する(2.4.2)、憲法21条を根拠に不許可処分を違反とするのは誤りである(2.4.3)との3つの主張を行うことができる。

2.4.1 B市が定める条例の運用

B市は、B市民ホール設置条例によって、B市民ホールの利用許可の制限及び取り消しについて定めている。Aの市民ホール使用申請は第10条を根拠に不許可処分を下された。Aが市民ホールで行おうとしていたのは「本邦外出身者を追い出すための決起集会」だ。この集会の名称から、集会においてAは、本邦外出身者に対する誹謗中傷や、本邦外出身者が居住地から退去するよう煽動を行うと考えられる。これらの行為はB市ヘイトスピーチ防止条例によって禁止されており、Aはこの条例に基づいて勧告、命令を受けた経歴がある。つまり、Aが行っている活動はヘイトスピーチに類するものであり、B市ヘイトスピーチ防止条例によって規制されるべき活動で

ある。

また、第10条は施設の利用許可の制限及び取消しについて定めているため、市民ホールの使用申請を行ったすべての者に適用可能である。つまり、市民ホールをすでに利用している者にも、これから利用する者にも第10条を適用することができる。そのため、市民ホールの使用申請を行ったAに対してBが第10条を根拠に不許可処分を下すことは適当である。

2.4.2 条約違反

日本は、1995年に人種差別撤廃条約、1979年に自由権規約に加盟している。人種差別撤廃条約では、「各締結国は、すべての適当な方法(状況により必要とされる)ときは、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」（法務省）ことを定めている。一方、自由権規約では、「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」（法務省）ことを定めている。

また、ラバト行動計画は、人種差別撤廃条約と自由権規約がヘイトスピーチを規制の対象とすることを示している。Aが行っている、本邦外出身者に対する誹謗中傷はヘイトスピーチであるため、規制の対象となる。よって、B市がAの市民ホール使用申請に対して下した不許可処分は適当である、という主張が可能である。

2.4.3 表現の自由

日本国民は憲法21条によって、表現の自由が保障されている。そもそも表現の自由とは、国民主権を守るためのものである。

日本国憲法は前文にて、「主権が国民に存することを宣言し」ている。主権とは、「国の政治の在り方を最終的に決定する力」（法務省）である。つまり、国民主権とは、国の政治の在り方を最終的に決定する力が国民にある状態を指す。国民が政治の在り方を決定するためには、国民が各々の意見を何にも縛られず、自由に発信・発言することができる必要がある。そのために表現の自由が国民に保障されている。

したがって、表現の自由は、本邦外出身者に対する誹謗中傷を行うヘイトスピーチを許可するものではない。よって、憲法21条を根拠にした、市民ホールの使用申請に対する不許可処分が違反であるというAの主張は誤りである。

3章 結論

本件のB市が行った不許可処分はAの所有する集会の自由を奪う行為であり、違憲であるといえる。

Aの目的が、市民ホールという限られたコミュニティ内のヘイトスピーチであるため、公共の福祉に反しない行為である。

上記のことから我々は、Aの訴えが認められると考える。しかし、例外として

①街宣活動を行ってきたというAの経歴から、今回の集会が、集会だけにとどまらず暴動へと発展する可能性があった

②今までの街宣活動で刃物等武器の所持者が参加していたなどの事実があった場合は、本邦外出身者の生命に関わる可能性を孕んだ集会であるため、Bの不許可処分は合憲であり、Aの21条1項違反という訴えは認められない。

①に関しては、十分に起こりうる可能性もある。神奈川新聞「時代の正体」取材班は、「差別と憎悪をあおるヘイトスピーチはやがて具体的な危害に及ぶヘイトクライム（憎悪犯罪）につながるといわれるが、小さな事件ならすでに起きている」という。「二〇一四年二月、ヘイトデモ参加者の一人が終了後にJR川崎駅ホームで通行人を横断刀で切りつける事件が起こった。周囲で配られていた抗議のチラシを手にしてたことからカウンターだと勘違いしての犯行だったが、デモに参加したことが引き金となったことは想像に難くなくと述べている」。このような事件は過去に起こっており、Aが集会の後に暴動を起こすことは想像に難くない。そのため、Aの経歴から、暴動が起る可能性が高いと考えられる場合は、Bが下した不許可処分は合憲である。(神奈川新聞,2016)

4章 参考文献

- (サイトはいずれも2021/11/05取得)
- [1] 師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店(2013)
 - [2] 志田陽子『「表現の自由」の明日へ——一人ひとりのために、共存社会のために』大月書店(2018)
 - [3] 大島義則『憲法の地図 条例と判例から学ぶ』法律文化社(2016)
 - [4] 法務省：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第1部第2条(d)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html
 - [5] 法務省：市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)第3部第20条2項
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html
 - [6] 法務省：憲法の意義 Q73 「民主主義」と「国民主権」の違い
https://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_kyougikai_qa03.html
 - [7] 神奈川新聞「時代の正体」取材班『ヘイトデモをとめた街川崎・桜本のびと』現代思潮新社(2016)

表現の自由の制限

— 表現の自由、公共の福祉からみる憲法内での対立 —

H. N

中央大学杉並高等学校二年

要約 本論文では、ヘイトスピーチが関係しているとする事例について、憲法に明記されている、民主主義においての基盤とも言われ、人権の中でも特に重要である表現の自由に対して、同じく憲法に明記されている公共の福祉による制限が合憲となるのかに重きを置きながら、その背景にある社会状況なども考慮して論じていく。

キーワード ヘイトスピーチ、表現の自由、公共の福祉、民主主義、グローバル化

第1章 はじめに

そもそもヘイトスピーチというのは、法務省によると、「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動」のことである(「人権擁護に関する世論調査」より)(法務省、2021)。

近年、本邦外出身者(主に在日韓国人や朝鮮人、中国人)に対してのヘイトスピーチに国や自治などで関心が寄せられている。例として、平成28年6月3日に施行された「ヘイトスピーチ解消法」や大阪市の「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」、神奈川県が初めて罰則規定を盛り込んだ「ヘイトスピーチ禁止条例」などが制定されていることが挙げられる。このようなヘイトスピーチに対する対応については、表現の自由との整合性が懸念される。表現の自由というのは、憲法第21条に当たり、その一項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」である。

後に述べるように、表現の自由というのは、民主主義と緊密な関係にある。したがって、表現の自由を制限することは民主主義の基盤を揺るがしてしまう事になってしまう可能性が考えられるため、慎重に判断することが大切であると考えられている。

第2章 双方の主張

2.1. Aの主張

Aは、不許可処分に対して、条例の解釈運用を間違えたものであり、また憲法第21条に違反して無効なものである事を理由に国家賠償法1条による損害賠償を求めている。ここでAが主張する条例の解釈運用の間違ひとは、Aの活動がB市民ホール設置条例の第10条(2)秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき、という場合に該当するため、ホールの利用許可の取り消された事である。すなわち、Aは、Aの活動がB市ヘイトスピーチ条例第12条(1)(2)(3)の対象となり、B市民ホール設置条例(2)によって、不許可処分された事が解釈運用の間違ひと主張すると共に、Aの表現の自由が不可処分によって侵害されたとして、憲法第21条1項表現の自由を違反しているため、不許可処分が無効であることを主張している。また、B市によるその行為が国家賠償法1条に該当し、損害賠償を請求している。国家賠償法1条というのは、「国

又は公共団体の権力に当る公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」というものである。すなわち、B市の不許可処分が故意または過失によるものだとすることを主張している。

そのため、Aは自らの活動が、B市ヘイトスピーチ条例の対象ではなく、表現の自由によって保障されるものであるはずであるのに侵害された事に対して、B市の行為が違憲であり、国家賠償法1条による損害賠償を請求することが可能である。

2.2. B市の主張

B市は、元々Aの開こうと試みた「本邦外出身者を排除するための決起集会」に使用するB市民ホールの使用許可に対して、不許可処分を下した。この行為に対して、Aの主張で述べたように、Aは自らの表現の自由が侵害され、国家賠償法1条による損害賠償を求めている(B市は求められている)。B市はAがB市ヘイトスピーチ防止条例の対象となり、B市民ホール設置条例第10条によりAの申請が不許可処分となることは正しく、自らの行為が憲法21条1項に違反していないということを主張することが必要である。また、併せて不許可処分が故意または過失によるものではなく、適切な対応であったことを主張することが必要である。

そのため、Aの持つ憲法第21条1項表現の自由が憲法第13条公共の福祉により、制限され、B市の対応は適切なものだったとして、国家賠償法1条による損害賠償請求が無効であると主張することが可能である。実はここでの公共の福祉を在日外国人の名誉、人権、安全で安心な生活を送ることを守ることだと考えている。

第3章 問題における論点

上記の双方の可能である主張から考えると、この事例において、Aの活動に対してのB市の対応である不許可処分がAの保障される憲法第21条1項表現の自由によって違憲となるのか、また、B市の対応が憲法第13条公共の福祉によって、Aの表現の自由が制限され、合憲になるのかということである。また、B市の対応が故意または過失によるものであったかということである。(国家賠償法1条による損害賠償が認められるかということでは

第4章 表現の自由の制限、損害賠償請求の無効

上の事例に対して、私はB市のAの活動を不可所処分とした行為は、合憲であり、損害賠償請求は無効なものであると共に、Aの活動に対する表現の自由は制限され、B市は違憲ではないと考える。そして、Aの損害賠償請求は認められないと考える。すなわち、Aの訴え、主張は認められないと考える。

その理由として、大阪地方裁判所第2民事部によれば、日本政府は、人種差別撤廃条約1条及び2条に従い、人種差別の被害者が適切な法的救済を得られることを可能にするとともに、憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別暴力及び憎悪の扇動を確実に対処すること、インターネットを含むメディアにおいて、ヘイトスピーチに対処する適切な措置を採ること等を特に重要なものとして勧告を受けた。このことから、政府、国家としてもヘイトスピーチを制限、撲滅することに取り組み始め、第1章でも述べたヘイトスピーチ解消法や地方自治体によるヘイトスピーチによる対応が進められたと考えられる。

また、同じく大阪地方裁判所第2民事部によれば、特定人に対して、特定人の属する人種又は民族に関してその生命、身体又は財産が具体的に侵害されとの脅威を感じさせるような表現活動が特定人などを排除する目的及び不特定の者が表現内容を知り得る状態に置くような場所で行われることを抑止することをもって、当該特定人の私生活の平穏等を保護することを目的と解されるところ、私生活の平穏は個人にとって重要な利益であるから、条例ヘイトスピーチ(条例所定のヘイトスピーチ)について、規制は合理的であり、正当なものであり、規制を必要とする程度は高いというべきである。これは、当該特定人の私生活の平穏、私が考えている公共の福祉の福祉によって、ヘイトスピーチに対する規制は合理的、正当なものであり、規制を必要とする度合いが高いということとして考えられる。

たしかに、表現の自由は、岩倉によると、「表現の自由は、個人の人格の形成・発展に不可欠であり、民主主義の政治的基盤でもあるため、憲法の保障する基本的人権の中でも特に重要視されるべきものでもあり、これを指して、表現の自由の優越的地位が論じられる」とされる(岩倉2013)。そのため、表現の自由を制限することというのは、日本による民主主義を制限することと同義であるかのように考えることが可能である。

しかし、ヘイトスピーチを容認することについて、藤井は、「民族や国籍の異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていける多文化共生社会の実現を目指す立場からすれば、ヘイトスピーチの存在は決して容認できず、ヘイトスピーチの根絶は喫緊の課題となる」という(藤井2021)。つまり、ヘイトスピーチを容認することとは、今現在のグローバル化が進む社会、世界全体、日本人のみでない日本による民主主義を否定することになる。すなわち、社会全体の利益である公共の福祉によって、制限さ

れるべきであると考えられる。

ここで併せて、この問題の背景にも同時に着目して考えてみる。

第1章で述べた通り、この十数年の間に特に本邦外出身者に対するヘイトスピーチへの関心が高まっている。それは前述したヘイトスピーチに対する各自治体の行動からも考えられる。

しかし、近年になって日本以外の各国のヘイトスピーチに対する動きも活発になったかというそうとは言いつてもいい。ここでは、例としてフランスのヘイトスピーチに対する対応(法規制)を考えてみる。

野口によれば、フランスにおいては状況が日本社会とは大きく異なるという。日本、フランスによる法規制の違いについて、日本社会を構成する構成員の同質性の高さが関係しているという。また、大陸国家であるフランスであれば「誰がフランス人であるか」を規定することは、近代国家を成立させるに際して重要な意味をもつが、島国である日本においては「誰が日本人であるか」を議論する必要性は低く、日本では、日本人が日本という国家を創り上げているということが一般的であったという(野口)。このことから、今現在の世界で起きている急速なグローバル化によりヘイトスピーチへの関心が高まっていると考えられる。また、そのような中で本邦外出身者も生活する社会(多文化共生社会)を維持していくことは、日本の民主主義において、重要だと考えられる。

したがって、B市がAの活動の活動に対してB市民ホルの使用申請を不可所処分とすることは、憲法第21条1項に対して、違憲ではなく、無効にはならない。また、Aの憲法21条1項表現の自由は憲法第13条公共の福祉によって制限され、最大に保障されるものではない。また、以上のことからB市のAに対する不可所処分は、B市の故意または過失による行為ではなく、憲法第13条公共の福祉に則った行為であり、損害賠償請求は認められない。

第5章 結論

この事例において、Aの訴えが認められるかどうかについて論じてきた結果、第3章で述べた通り、憲法第21条表現の自由と憲法第13条公共の福祉のどちらが優位となるかが論点となった。憲法第21条(一項)表現の自由は民主主義の基盤となる日本国憲法内において、強力な権利である。しかし、Aの行った行為(ヘイトスピーチ)は本邦外出身者を危険にさらし、今現在のグローバル化が進む多文化共生社会の実現を阻害するものであり、公共の福祉により、Aの表現の自由は制限されると考えられる。また、B市の対応は適切なものであり、国家賠償法1条に該当しないとも考えられる。よって、私は、Aの訴えは認められないと考察した。

第6章 おわりに

この事例では、表現の自由と公共の福祉のどちらが優位であるかについて、深く考えた。この論文に取り組む前までは、表現の自由は数ある人権の一つという認識であったが、様々な情報を調べていくうちに、表現の自由は民主主義の基盤となる、権利の中でも特に重要な

権利であることがわかった。そのため、公共の福祉によって制限されることを論じることをとても難しく感じた。

最後になるが、ヘイトスピーチについて論じた通り、関心が高まってきていると感じられるが、法務省によると、平成29年10月に実施された「人権擁護に関する世論調査」(内閣府)によると、約43%がヘイトスピーチを伴うデモ等を知らないと回答したという(法務省、2021)。私は、これを読み、驚きが隠せなかった。また、より多くの人がヘイトスピーチについて理解することが必要であると思うと共に、グローバル化が進む世界、社会を生きていく上で大切なことであると思った。

参考文献

- ・法務省法務省ホームページ(2021年11月2日取得、
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/318/089318_hanrei.pdf)
- ・大阪地方裁判所第2民事部令和2年1月17日
- ・岩倉秀樹「民主主義の条件としての表現の自由—最近のピラ配布事件の検討—」『高知県立大学文化論叢』1巻,p9-23,2013.
- ・藤井正希「ヘイトスピーチ規制条例の憲法的研究」『群馬大学社会情報学部研究論集』第28巻、p29-52,2021.
- ・野口有佑美「日仏のヘイトスピーチに対する法規制に関する一考察」『法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology)』94巻1号、p215~241,2021.

ヘイトスピーチには表現の自由が保障されるか

K. U
中央大学杉並高等学校二年

要約 ヘイトスピーチを行う目的で市民ホールを借りようとしたAに対し、B市は許可を出さず、ヘイトスピーチを抑えようとする行動に至ったため、Aは表現の自由が侵害されたとして裁判を起した。しかし、Aが行ってきたヘイトスピーチにあたる活動は表現の自由が保障する範囲を明らかに超えており、さらに公共の福祉という概念をもって考えても、Bの判断は正しかったとし、Aの裁判を否決と判断する。

キーワード ヘイトスピーチ、表現の自由、公共の福祉

1. はじめに

長きにわたり、人種差別は大きく問題視されている。それは思想のみにとどまらず、ヘイトスピーチで人種差別を主張するにまで至る事態となっているのだ。そもそも人種差別とは、国際連合が出す人種差別撤廃条約によると、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義されている¹。

しかしその渦中にいる人々は、日本国憲法によって保障される表現の自由をもってヘイトスピーチに至っているのであり、したがってこれには公共の福祉という観点での問題も絡んでくるといっていだろう。

ここでは、出題されたB市におけるAのヘイトスピーチ規制に対して起された裁判の事例を説明し(2.1)、本件事例と同様に起こった大阪市のヘイトスピーチへの対処に関する取組へ起きた裁判の判例を挙げ(2.2)、それらをもとに双方がし得るであろう主張と自らの意見を述べ(2.3)、表現の自由や公共の福祉にも絡めて結論を導いていく。

2.1 議論内容について

早速今回私が取り組む事例についてここで説明する。Aは、B市内において、在日韓国人・朝鮮人、中国人(以下「本邦外出身者」という。)などが、わが国の利益を害する行動を行っているとして、誹謗中傷し、汚い言葉で罵るような活動を行ってきたり、Bから再三にわたり街宣活動を中止するよう申し入れを受けてきており、「B市ヘイトスピーチ防止条例」により、Aの実名が公表された経緯がある。Aは、「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B市が設置している市民ホール(条例によって指定管理者Cが運営している)の使用申請を行ったところ、B市は、B市民ホール設置条例

第10条を根拠に、申請に対して不許可処分を下した。

Aは、この処分が条例の解釈運用を誤ったものであり、また憲法21条1項に違反して無効なものであることを理由に国家賠償法1条による損害賠償を求めたとする。

2.2 同様の事例

ここからは、2.1で説明した事例と似た、大阪市の「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」への取り組みと照らし合わせて考える。

平成28年、国会で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる、「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。しかし、これはあくまでヘイトスピーチの概念が表明されたものであり、まだまだ効力の弱いものである。

また、同年、大阪市において「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」(以下、「ヘイトスピーチ条例」という。)が公布された。大阪市は、この条例の中の第一条において「市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑制を図ることを目的とする」とし、これを規定した²。

しかし、ここで問題点として出てきたのは、日本国憲法21条第一項の表現の自由の侵害を懸念する、世間の声であった。憲法において、表現の自由とは、「すべての見解を検閲されたり規制されたりすることもなく表明する権利」のことであり、第一項では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と記されている。このような非常に重要な権利である表現の自由は、ヘイトスピーチの規制を進める中での最も大きな壁であり、多くの人に議論をもたらした。

その後の令和二年、「ヘイトスピーチ条例」が憲法21条を侵害し違憲だとして、大阪市民が約115万円を市に請求する住民訴訟を起した。結論から述べると、この訴訟は棄却されることとなった。ヘイトスピーチ条例は

² 大阪市ホームページ、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例
https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000437100.html

合憲とされたのである。憲法より効力が弱いはずの条例が、公共の福祉を考慮したうえで優先されたのだ。

2.3 双方にし得る主張

それではここで本題の事例に話題を戻し、判例を踏まえて双方の視点に立ってみようとする。

まずはA側(原告)。そもそも彼らが本邦外出身者を批判し始めたのは、日本の利益を救うためだ。これ以上日本に損失を与えることを防ぐためのスピーチが、本当にヘイトスピーチにあたるのだろうか。さらに、市内でしか効力を持たない条例に対し、日本国憲法は国全体に効力を持つ。つまり憲法は、日本国内にある法の中で最も優先順位が高いのである。その憲法で保障された表現の自由を行使して主張するのは、禁止されるべきことであるのか。そうでないのであれば、市民ホールの使用にも何ら問題はないだろう。ヘイトスピーチの定義とは、非常に難しい論点である。

次に、B市側(被告)で考えてみる。B市側からすれば何度もAに対して注意喚起をしており、Aがヘイトスピーチの団体であるというレッテルを貼られてしまっていることは伝わっているはずである。くわえて、本邦外出身者を誹謗中傷し汚い言葉で罵るといえるのは、明らかに表現の自由で保障されたものではかばいきれない域に行ってしまう。これを経て市民ホールの使用許可を出さなかったのは自然な流れである。

ここで、公共の福祉についても考えていきたい。まず公共の福祉とは、端的に言うと、ほかの人の人権との衝突を解消するためにどちらかの権利を優先し、また他方の権利を規制するものである。2.2における大阪市の「ヘイトスピーチ条例」の判例では、ヘイトスピーチを受け精神的苦痛を味わうことになった多数の市民の人権を守るべく、表現の自由という権利を制限し、「ヘイトスピーチ条例」を優先させるに至ったのである。

同様に考え、今回の事例では、市内の本邦外出身者が、Aの主張する「日本の利益を害する行動」を行っている可能性が非常に低く、その主張を聞いた本邦外出身者からすると、自分たちがやってもいいことによって平和な生活が脅かされているという状況なのである。このような公共の福祉を考慮した視点から見ると、より効力の強い表現の自由を、本邦外出身者のために制限してもよいと思う。

3. 結論

ヘイトスピーチを行う側であるAは、憲法において保障される表現の自由を盾にして特定の人に精神的苦痛や精神的損害を負わせたといえる。たとえそれが故意に起こしたことでなく、目的と違うことであっても、結果他人の人権をむやみに侵害することは許されるべきではないと考える。

横浜地方裁判所も、ヘイトスピーチを含む差別的言動に反対の意を示しており、「差別的言動は、……故意又は重大な過失によって人格権を侵害するものであり、かつ、専ら本邦外出身者の名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するものである」とし、「その違法性は顕著であるといえるものであり、もはや憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外であることは明らか」と主張している³。

以上のことから、B市がAに市民ホールの使用許可を出さなかったことは、使用目的を考慮したうえでの賢明な判断であったとし、B市の対応は表現の自由を侵害するものではないと考える。したがって、Aの起こした裁判を否決と判断する。

4. おわりに

近年、ヘイトスピーチは人権を侵害するものだと考えられる傾向はあるものの、未だそれを規制する法律はなく、メディアも面倒を避けてかヘイト問題に関わらないことが多いようだ。表現の自由が障害となってヘイトスピーチに反対することの妨げにならないように、また、ヘイトスピーチを行う人がいなくなるように、罰則を付けたヘイトスピーチを規制する法を作るなどの対策をとることが、これからも重要になってくると考える。

¹ 国際連合、人種差別撤廃条約、第一条
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html

³ 梶垣伸次「ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察 表現の自由のジレンマ」

ヘイトスピーチ規制と表現の自由

M. E. M. T. S. T
中央大学杉並高等学校一年

要約 我が国では現在、ヘイトスピーチが行われており、深刻な社会問題となっている。ヘイトスピーチは表現行為であるため、一定の範囲内では表現の自由が尊重される。しかし、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない制限はあり、ヘイトスピーチを含む表現行為や、それと同時に行われる行為は現行法による処罰の対象となる場合がある。本論文では、「表現の自由」と「人種差別」の2つの観点を元にし、ヘイトスピーチに関する事例を、「日本国憲法」や「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（以下、人種差別撤廃条約）」を踏まえて論じていく

キーワード ヘイトスピーチ、ヘイトスピーチ解消法、表現の自由、人種差別撤廃条約

1. はじめに

ヘイトスピーチ解消法施行から約5年が経った。ヘイトスピーチ解消法とは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」のことであり（以下、ヘイトスピーチ解消法という）、平成28年6月3日に施行された。しかし、この法律は表現の自由との兼ね合いから罰則の無い理念法であり、当時からその実用性には限界があると指摘されてきた。そのため、ヘイトスピーチ解消法のみでは不十分ではないのか、という声も多数挙がっていた。それでも、この法律をきっかけに社会的関心が高まった。警察の取り締まりや、行政による監視も強まり、街頭でのヘイトデモや集会は減る傾向にある。NHKおはよう日本によれば、「大規模なデモは、2013年には100回近く行われていたが、2020年には9回にまで減少した。差別をおおる露骨な表現は、プラカードなどから姿を消している。しかし、公道でのデモは減っても、ネット空間では、水面下に潜るかたちで匿名のヘイトスピーチは続き、標的にされる在日外国人の被害も続いていると記事にしている。（NHKおはよう日本、2021）

ヘイトスピーチは人種差別、すなわち「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく」（人種差別撤廃条約1条1項）差別の一形態である。日本は人種差別撤廃条約に批准しているが、禁止一般ではなく、犯罪として処罰することを求める第4条（a)(b)に、「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」といった留保を付している。つまり日本は人種差別撤廃条約には批准しているが、人種差別を処罰する国際法上の義務を負っている訳では無い。

最近ではヘイトスピーチという言葉もより広く普及しているように思われる。しかし、未だに人種差別撤廃条約の留保は撤回されず、ヘイトスピーチを直接規制する法律はない。2013年に「ヘイトスピーチ」が「2013ユーキャン新語・流行語大賞」のトップテンにランクインしたことから、これ以降日本でもヘイトスピーチに対する社会的関心が高まり、ヘイトスピーチを規制する法律を作ろうという動きもあった。だが、ヘイトスピーチと言えども表現行為であるから、ヘイトスピーチ規制を検討すに際しても、日本国憲法第21条、表現の自由との関係を重視しなければならぬため、我が国では制定が難しいのが現状である。

この問題では、AはB市内で在日韓国人・朝鮮人、中

国人(以下「本邦外出身者という。))などに対し、誹謗中傷を繰り返している団体で、Bから再三にわたり街宣活動を中止するよう申し入れを受けてきており、「B市ヘイトスピーチ防止条例」により、実名が公表された経緯がある。Aは、「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B市が設置している市民ホール(条例によって指定管理者Cが運営している)の使用申請を行ったところ、B市は、B市民ホール設置条例第10条を根拠にし、申請に対して不許可処分を下した。Aは、この処分が条例の解釈運用を誤ったものであり、また憲法21条1項に違反して無効なものであることを理由に国家賠償法1条による損害賠償を求めた。本論文では、A、Bそれぞれの立場から、どのような主張を行うことが可能かを述べ、展開していく。また、Aの訴えが認められるかを論じていく。

2. 本論

2.1. ヘイトスピーチとは何か

ヘイトスピーチとは、「日本以外の国や地域の出身であることを理由にして地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」(ヘイトスピーチ解消法2条)である。例えば、「〇〇人を叩き出せ」、「〇〇人は出ていけ」などの、特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除、排斥することをあおり立てるもの、「〇〇人を殺せ殺せ」、「〇〇人は呼吸をするな、酸素がもたないない」などの、特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの、「ゴキブリ〇〇人」、「〇〇人は生きているだけで公害だ」などの、特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のものである。

安田浩一は取材のため、在日コリアンのライターである李信恵と共に、ヘイトスピーチデモを見た。「クソチョン子どもを八つ裂きにして家を焼き払うぞ！」など下劣な罵声が高鳴った。デモ後、安田は、在日コリアンである彼女に、「まあ、よかったね、名指しで攻撃されること、なかったもんね。個人攻撃されなくて、本当によかったよ。」と言った。彼女は、怒りと悲しみの色を浮かべ、「なんで…なんで…よかったの？ なにが…よかったの？」と、かすれ声で言い、泣きじゃくった。そして涙声のまま、安田に激しく詰め寄り、「私、ずっと攻撃されてたやん。死ねって言われた。殺してやるって言われてた。朝鮮人は追い出せって言われてた。あれ、全部、私の事やんか。私、ずっと攻撃されてた！いいことなんて、少しもなかった！」と言い、泣き崩れた。(安田浩一、20

14) このように、ヘイトスピーチの害悪は感情を害する程度であるとの主張もあるが、ヘイトスピーチはそれ程軽いものではない。ヘイトスピーチは様々な被害を引き起こす。不特定多数に向けられたヘイトスピーチが自分に向けられているように感じ、何かされるのではないかと思うことや、一般市民が平気でヘイトスピーチをしていること等に対する強い恐怖や悪夢、人間としての尊厳や自分の存在そのものを否定されたという思いなどによる、自尊心の傷つきなどである。これらの精神的苦痛だけでなく、頭痛、眩暈、ストレス、鬱病、薬物などの危険行為、自殺等の身体的苦痛も受ける。

2.2. 憲法21条とその制約

憲法21条1項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」より、表現活動の自由を保障している。「その他一切の表現の自由」と言う文言からも明らかなように、あらゆる表現活動が保障範囲である。

表現の自由とは、思考や知見など個人の精神活動を外部に表出させ、他人に伝達することが自由にできることを言う。表現の自由は、「個人の人格形成にとって根幹をなし、また意見の闘争の中から真理の到達を可能とし=思想の自由市場、更に民主制国家では、国民が自由に意見を表明し討議することを経て、国政参加への基礎を形成する」(菟原、1991) そのため、「表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」(北方ジャーナル事件判決)

表現の自由は侵すことのできない基本的人権だが、無制約ではない。憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」より、公共の福祉は基本的人権を制限する。基本的人権は、皆が平等に有しているため、他者の人権も侵害してはならず、権利の衝突があった場合、憲法上の権利においても、一定の制限が必要だからである。しかし、基本的人権は永久に保障されるべき重要なものであるため、制約は必要最小限でなければならない。

2.3. Aの主張

Aは「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題し、B市が設置している市民ホールへ使用申請を行ったが、B市は申請に対して不許可処分を下した。

この不許可処分は、憲法21条1項のうちの、集会を行うことの自由と言論の内容の自由に違反している。集会とは、一般的に、多数の人が共通の目的のもとに集合することを言うが、多数人が集合するため、場所を必要とする。そのため、場所の利用を拒否する事は集会の自由の実質的な否定につながる。加えて、Aの表現活動の内容により、不許可処分を下していることから、特定の表現の内容に着目した内容規制である。内容規制では、表現の萎縮効果（本来憲法的に行うことのできる表現行為をも差し控えさせてしまう効果）、公権力にとって不都合な表現を恣意的に抑圧する（不都合な表現を禁止する法律が作られたり、実際の運用において、不都合な表現にのみ適用される）恐れ、一例が出来ることにより、内容規制のハードルが下がる恐れがある上、言論の内容の

自由を侵害している。さらに、泉佐野市民会館事件判決では、「もとより、普通地方公共団体が公の施設の使用の拒否を決するにあたり、集会の目的や集会を主催とする団体の性格そのものを理由として、使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱う事は許されない」(泉佐野市民会館事件判決)とされた。これらのことより、集会の主張内容によって、市民ホールの使用不許可をしてはならない。

また、使用申請後、一度も許可されることなく、つまり許可取り消しではなく、不許可処分になったため、この処分は、B市民ホール設置条例第9条「指定管理者は、管理上支障がある時、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第五条の許可をしない。」を根拠にしている。この条例は、指定管理者が不相当であると認める場合が具体的にどのような場合であるか、明記されていない上、適当と不相当を識別する基準が示されていないため、漠然と不明確である。表現の自由は、「本論2.2憲法21条とその制約」で述べたように、特に重要な人権なので、萎縮効果を避けるため、表現を規制する法律は、必要最小限でなければならない。よって、B市民ホール設置条例第9条は、漠然と不明確ゆえに違憲であるため、この条例を解釈し、運用することは誤りである。

したがって、不許可処分は、憲法21条1項に違反していることと、条例が違憲であることより、無効であるので、国家賠償法1条による損害賠償を求める。

2.4. Bの主張

Aは、「本邦外出身者を排除するための決起集会」と題して、B市が設置している市民ホールの使用申請を行った。

まず前提として、人は自己の欲しない他者の言動によって心の静穏を乱されないという利益を有し、この利益は社会生活の上において尊重されるべきものである。(平成6(オ)715 損害賠償判決)

この「本邦外出身者を排除する」という文言は、ヘイトスピーチ解消法におけるヘイトスピーチの定義に当てはまる。またこれは日本が批准している人種差別撤廃条約第1条「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」にもあたり、同条約第4条（c）で、「国又は地方の公の当局又は機関」が、これを「助長し又は扇動することを認めない」ことを明記している。それに加えて、憲法14条1項が「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。そのため、本邦外出身者の有する、国籍によって差別されることがないという内心の静穏は、一般的な内心の静穏以上に保護されるべきである。よって、損害賠償事件判例より、上記の文言によって社会通念上その限度を超えて内心の静穏な感情が害され、かつ、その侵害の態様、程度が内心の静穏な感情に対する介入として社会的に許容できる限度を超えているとして、上記の利益が法的に保護され、他者の言動を制限することができる。(平成6(オ)715 損害賠償事件判例)

さらに、公金支出無効確認等請求事件判例では、ある表現行為が表現の自由の保障を受けるか否か及び保障の程度は、当該表現行為と自己統治や自己実現の価値との

結びつきの程度や当該表現行為がもたらす社会的弊害を考慮して判断される（公金支出無効確認等請求事件）とされている。そして、上記のとおり、「排除する」という文言は、ヘイトスピーチに当たり、これは「本論2.1.ヘイトスピーチとは何か」でも述べたように、様々な被害を引き起こす。そのため、ヘイトスピーチにあたる表現活動は表現の自由の保障を受けず、また今回の集会の題及びAの行おうとしている活動も、この限りである。

また、B市が設置している市民ホールで、Aが「本邦外出身者を排除するための決起集会」を開いた場合、決起集会の「決起」とは、「目的に向けて行動を起こそうとすること」であるため（例解新国語辞典第九版、2016）、本集会及びその後、本邦外出身者の排除を扇動する旨の言動及び活動が行われることが予想される。これは、憲法第14条の定める法の下の平等に反するものである。それに加え、上記の言動または活動が行われた場合、本邦外出身者は嫌悪感や不安感を抱き、また人としての尊厳が傷つけられるおそれがあるというべきである。故に憲法第13条が定める幸福追求権にも反するといえる。

3. 結論 Aの訴えは認められるのか

3.1. B市民ホール設置条例第9条の解釈

B市民ホール設置条例第9条「指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適当であると認めるときは、第5条の許可をしない」「不適当」が不明確でないか、とAは主張している。確かに、この条文の文言は不明確である。

泉佐野市民会館事件判決では、憲法21条1項が集会の自由を保障することを受け、地方自治法244条に、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とあるため、拒むのは、当該施設の設備上などの問題以外では、施設をその集会のために利用させることで、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られる。この場合には、その危険を回避し、防止するために、その施設における集会の開催の制限は必要かつ合理的な範囲でなければならない（泉佐野市民会館事件判決）とされた。この判例より、「不適当であると認める」ときは、施設の利用の権利（施設の利用により、保護されている、表現の自由などの権利）よりも、他の人権が侵害される危険性を回避する必要性が高い場合であり、その危険が客観的に重大であると明らかとなるときと解釈すべきである。このように解釈する限りでは、B市民ホール設置条例第9条は、合憲である。

3.2. 三段階審査

木下と伊藤によれば、近年、学説上、ドイツの学説、判例の強い影響の下に導入が試みられているのが、三段階審査である。三段階審査とは、①権利の保護領域、②権利への侵害、③権利への侵害の正当化、で合憲性の論証を行う審査手法である。（木下、伊藤、2017）三段階審査により、検討する。

①権利の保護領域

「本論2.2.憲法21条とその制約」で述べたように、憲法21条は、すべての表現活動を保障しているが、公共の福祉による必要最小限の制約がある。

②権利への侵害

市民ホールの使用を不許可することで、ヘイトスピーチをしてはならないという表現の内容規制が行われており、集会の自由とともに言論の自由が侵害されている。

③権利への侵害の正当化

ヘイトスピーチとは、「日本以外の国や地域の出身であることを理由にして地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」であるので、「本邦外出身者を排除するための決起集会」は、「排除するため」より、ヘイトスピーチにあたると思われる。

また、Aはこれまでも本邦外出身者を誹謗中傷し、汚い言葉で罵るような活動を行ってきたり、Bから再三にわたり街宣活動を中止するよう申し入れを受けてきている。「B市ヘイトスピーチ防止条例」の勧告（勧告の日から6ヶ月間、同一理由差別的言動を行ってはならない）を受け、それに従わず、次の命令（命令の日から6ヶ月間、同一理由差別的言動を行ってはならない）にも従わず、Aの実名が公表されたという経緯がある。これらの客観的事実からも、Aの集会で人種差別的言動、ヘイトスピーチが非常に高い確率で行われることは明白である。

1)法律上の根拠

人種差別撤廃条約、第2条1項(b)「各当事国はいかなる個人または団体による人種差別も後援し、弁護し又は支持しないことを約束する」より、地方公共団体には、人種差別行為を後援（場所の提供も含む）してはならない義務がある。第2条1項(d)「各当事国は、事情により必要なときは立法を含む、あらゆる適切な手段により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別をも、禁止し、終わらせる。」より、地方公共団体には、人種差別を禁止、終了させる義務、そのために、具体的な措置をとる義務がある。

日本国は、留保している、第4条(a)(b)を除き、人種差別撤廃条約を批准している。憲法98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」より、この人種差別差別撤廃条約2条1項も遵守しなければならない。

よって、人種差別を行わない為に、集会の不許可処分を下すことは、人種差別撤廃条約より、地方公共団体の義務である。

2)規制により得られる利益と失われる利益の均衡

「本論2.1.ヘイトスピーチとは何か」で述べた通り、ヘイトスピーチは、様々な害悪を被害者に与える。そのため、以下の人権を侵害する。

まず、生命権、健康権、平穏に生活する権利、地域社会から排除されることのない権利、名誉権などの人格権を侵害する。人格権とは、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」の幸福追求権から導き出される、憲法上の権利である。そして、公共の福祉に反しない限り、最大限尊重されるべき、重要な権利である。

また、ヘイトスピーチ被害者に、強い恐怖を与える。憲法前文「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」に保障されている、平和的生存権をも侵害する。

さらに、憲法14条1項「すべて国民は、法の下に平等

であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」により保障される、平等権をも侵害する。

よって、これらの人権を擁護することで、深刻な社会的弊害を防ぐことができる。

他方、不許可処分により、集会の自由、表現の内容の自由が失われる。「本論2.2.憲法21条とその制約」で述べたように、これらの権利は基本的人権であり、公共の福祉に反しない限り、最大限尊重されるべきである。

この二つの利益を考えるに、規制により得られる利益の方が失われる利益より大きい。

3)目的の正当性、手段の合理性、必要性

表現の内容を制限する目的は、他者の人権を侵害しないため、つまり公共の福祉を守るためなので、正当性がある。この目的を達成するためには、ヘイトスピーチを市民ホールで行わせない必要があり、そのためには、Aが集会を開くことを許してはならない。だから、市民ホールを使用不許可にすることは、目的を達成するために必要であり、そのため必要最小限の規制である。

よって、人種差別撤廃条約による義務と、表現の自由の利益より、規制により得られる利益の方が大きいことより、他の人権を擁護するため、表現の自由を制限することはやむを得ない。また、そのための手段として、市民ホールの使用不許可をすることは適当であるため、B市民ホール設置条例第9条を運用し、不許可処分を下すことは正当なことであり、Aの求める損害賠償は認められない。

4. おわりに

本論文中でも触れたように、日本国憲法第21条と人種差別撤廃条約、その他ヘイトスピーチを規制するあらゆる規則との相性は悪く、人種差別撤廃条約第4条(a)、(b)の留保や、ヘイトスピーチ解消法における罰則の欠如など、様々な問題がある。憲法との兼ね合いはあれども、ヘイトスピーチは人々の感情を害するだけでなく、人としての尊厳や自尊心を傷つけ、さらにはその人の存在自体を否定することになりかねず、決して許されるものではない。

日本は世界的に見ても、ヘイトスピーチ規制において遅れをとっている。例えば、ドイツの民衆扇動罪（刑法130条1項）、イギリスの人種的扇動罪（公共秩序法18条1項）では人種・民族・宗教団体に対する処罰規定を定めている。スウェーデンの民族集団脅迫・侮辱罪を刑法16章8条、フランスの人種扇動・侮辱罪（出版自由法33条）等では性的思考を理由とする場合にも処罰対象を拡大している。

このように諸外国がヘイトスピーチ規制を積極的に進める中、日本では、未だに人種差別撤廃条約第4条(a)(b)の留保が撤廃されておらず、また「表現の自由」を理由にヘイトスピーチに関するあらゆる問題を放置する態度をとっている。これは、ヘイトスピーチを含む人種差別を容認しているようにも思える。日本におけるヘイトスピーチ規制への消極的な態度や関心の低さが現れた結果である。「はじめに」でも述べたように、現在は少しずつヘイトスピーチへの関心が高まっているにしても、普段の生活において理解を深める機会はほとんどない。果たしてこのような状況でヘイトスピーチ規制を行うこと

が出来るだろうか。規制が行われたとしても、国民がヘイトスピーチに対して関心や理解がなければ、単に「自由権」を否定し抑圧しているように思われるかもしれない。日本は、この問題に対してどのように対応すべきかよく考えなければならない。

日本の今後の課題としてはまず、国民のヘイトスピーチへの理解を促進することである。ヘイトスピーチとは具体的にどのようなものか、そして被害者にどのような害を与えるのか、しっかりと理解できる場を設けることはヘイトスピーチへの理解を深める第一歩となる。

そして最大の課題は、ヘイトスピーチ解消法のような理念法ではなく、罰則を伴う法律を制定することである。

ヘイトスピーチ解消法が制定されて約5年、全国各地で様々な取り組みがされてきた。東京新聞によれば「解消法施行に先駆けて条例を制定した大阪府は、5年間で約9件を『ヘイトスピーチ』と認定。ネット上での動画や投稿を削除させ、団体や個人の名を公表」、「東京都も昨年の千代田区のデモで、コロナに触れた『武漢菌をまき散らす那人、今すぐ日本から出て行け』という発言など12件を、条例による『不当な差別的言動』と認めて公表」（東京新聞、2021）したという。このような取り組みにより、現状ではあからさまなヘイトスピーチやデモは無くなってきているが、今でも、ネット上や、手法を変えたヘイトスピーチは続いている。

どのような理由であれ、「差別」は決して許されないことである。「表現の自由」との兼ね合いはあれども、日本は今後罰則のある法律を制定し、ヘイトスピーチによる差別をなくしていく必要がある。

5. 参考文献

- 佐々木高雄、辻村みよ子、芦沢齊、木藤伸一郎、菟原明、竹内俊子、吉田栄司、藤田達朗、清田雄治、三並敏克、小林武『逐条判例憲法』法学書院、1991
- 榎透『ヘイト・スピーチ(在特会の問題を含む)と表現の自由』、175-179頁、2017
- 森千佳子、安田浩一、中村一成、遠藤比呂通、小谷順子、櫻庭総、金尚均『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、2014
- 林四郎、篠崎晃一、相澤正夫、大島資生『例解新国語辞典 第九版』三省堂、2016
- 木下智史、伊藤建『基本憲法1—基本的人権』日本評論社、2017
- 最大判、昭和61年6月11日、民集40巻4号872頁
- 最一小判、平成11年3月25日、集民第192号499頁
- 最判、平成7年3月7日、民集49巻3号687頁
- 大阪地判、令和2年1月17日
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=89318
- おはよう日本、大淵光彦、渡邊寛人「ヘイトスピーチ解消法5年 残された課題と対策」、2021年、11月8日取得
<https://www.nhk.jp/p/ohayou/ts/QLP4RZ8ZY3/bl/og/bl/pzv17wDPqn/bp/pBznwbWjVb/>
- 東京新聞、「ヘイトスピーチ解消法5年 露骨なデモ減ったが…やまぬ攻撃『差別を可視化し、実効性ある規制法を』」、2021年11月9日取得
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/107571>

本邦外出身者へのヘイトスピーチとその許容範囲

R. S

中央大学杉並高等学校一年

要約 AがB市に本邦外出身者を排除するような活動を行っているとして、再三注意を受けたあと、市民ホールの利用を制限された。Aは憲法の21条により表現の自由から無効であると述べた。それに対してB市はヘイトスピーチ防止条例や言論の自由の観点から表現の自由の適用範囲を導き出して解いていった。

キーワード ヘイトスピーチ、公共の福祉、言論の自由

1. はじめに

近代では、第二次世界大戦後から、在日外国人などの数が増加している。また、外国人の労働環境の改善を巡って入管法などの成立が行われた。在日外国人の他にも本邦外出身者という言葉がある。本邦外出身者とは、差別的言動解消法の第2条より「本邦の域外にある国もしくは地域の出身である者またはその子孫であって、適法に移住するもの」なのでこの定義に該当すれば、日本国籍所有者でも本邦外出身者となる可能性がある。(川崎市、2021) だから在日外国人は本邦外出身者と本質は同じであり、世間に広く認識されていることが分かる。

今回の論文ではこれらの社会背景をもとに、AがB市内において在日韓国人、朝鮮人、中国人(以下「本邦外出身者」という)の誹謗中傷を行い続け、B市から再三注意を受けた結果、B市ヘイトスピーチ防止条例よりAが実名を公表された経緯がある。(以下「事実I」と呼ぶ)そしてAが「本邦外出身者を排除するための決議集会」と題してB市市営の、市民ホールの使用申請を行ったところ、Bは、B市民ホール設置条例10条より不許可処分を下した。(以下「事実II」と呼ぶ)

Aは、条例の解釈運用を誤ったとして、また憲法21条1項より無効であることを理由に、国家賠償法1条から損害賠償を求めたものとする(以下「事実III」と呼ぶ)

これらの事案は、法律の基礎となる憲法や、市の条例の語句の解釈が判決の鍵を握る典型的な例だと思った。この考えを基に、本論文では憲法や条例の語句の解釈の仕方(もしくは適用範囲)を論証の下地とし、A、B双方の主張を予測して、様々な見方をしながら論点を明確にして展開していく。

2. 市民ホール設置条例と憲法の兼ね合い

事実IIIよりAはB市が条例の解釈運用を誤ったと主張している。まず、B市民ホール設置条例(以降設置条例)の10条によれば、【2】秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき、5条の許可を取り消し、施設の利用を制限、若しくは停止させることが出来るとある。憲法21条1項より、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保証する(コトバンク)と記されている。この活動は個人の言論の自由の下で行った知的活動であり、決して秩序を乱すようなものではないため、憲法21条及び条例の10条に違反していない、とAは述べる余地がある。

一方B市では、設置条例における「秩序」の定義の範囲から考えることが出来る。「秩序」はこの場合、社会秩序を意味し、社会秩序は一般的に社会生活を混乱なく営むための制度や仕組み(goo国語辞書)と解釈されている。それに該当するものとして憲法が存在することは

言うまでもない。憲法12条で国民は基本的人権を「公共の福祉」のために利用する責任を負うといい、同13条では国民の権利については「公共の福祉に反しない限り」、国政の上で最大の尊重を必要とすると定める(平成16年、基本的人権の保証に関する調査小委員会)。B市はAのヘイトスピーチが、在日外国人の「名誉、心」を傷つけたとして、この公共の福祉に反することから、表現の自由を制限して市民ホールの使用を制限したのは、正当であると述べることが出来る。

3. ヘイトスピーチ防止条例と本論文の結論

2.では市民ホール設置条例の本論点において両者の主張を述べた。本節ではヘイトスピーチ防止条例と憲法の繋がりを明確にして、過程から結論まで論じていく。

2.でAが述べた主張に対する反論に付け加え、B市は課題におけるB市ヘイトスピーチ防止条例(以降防止条例とする)の12条で「公共の場所において(中略)本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせるはならない」とある。その(2)には本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するものとする。これは1.1.であった「名誉、心」にも該当するものである。また「他人の名誉を毀損し、あるいは虚偽の風説を流布して他人の業務を妨害することは、言論の自由の濫用であつて、憲法二一条の保障する言論の自由の範囲内に属するものとは認められない」(法律検索、最高裁判所第三小法廷昭和38(あ)2220)より、結果言論の自由に行き着き、それが憲法の適用範囲から外れているとして、Aの訴えは認められないものと考えられる。以上を本論文の結論とする。

(参考文献)

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/faq/250/0000126729.html> (川崎市、本邦外出身者の定義)
<https://kotobank.jp/word/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E6%86%B2%E6%B3%95%E7%AC%AC%E4%BA%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E6%9D%A1-684427> (コトバンク、日本国憲法第21条)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC100000068>
<https://dictionary.goo.ne.jp/word/%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E7%A7%A9%E5%8F/>
 (goo国語辞書、社会秩序の定義)
 法律検索より

最高裁判所第三小法廷昭和38(あ)2220昭和40年4月13日
 事件番号：昭和38(あ)2220
 裁判所：最高裁判所第三小法廷
 事件名：名誉毀損、業務妨害
 裁判年月日：昭和40年4月13日

新型コロナウイルス感染症蔓延時下での

東京オリンピックの観戦について

H. S, H. M

中央大学杉並高等学校二年

要約 B及びB1、B2は「新型コロナウイルス感染症予防を望む」思想の侵害を欠席扱いによって受けたとし、最終的にこの訴えは認められる。また、B及びB1、B2は「新型コロナウイルス感染症予防」のために欠席したことは出席扱いが妥当であると主張し、結果的にこの訴えは認められない

キーワード 新型コロナウイルス感染症、思想の自由の侵害、出席停止の是非

1. はじめに

1.1 問題文の再掲

今回の問題は以下である。

公立の A 小学校では、東京オリンピックの観戦を正規の授業に組み込んでいる。これに対して児童 B とその両親 B1、B2 は、観戦当日 B を出席させなかったため、A 小学校は、B を欠席扱いにした。

この扱いにより、B 及び B1、B2 は精神的苦痛を被ったとして、損害賠償の請求(国家賠償)を行ったとする。このとき、B、B1、B2 の側ではどのような主張を行うことができるのか。また、この訴えは認められるだろうか。

1.2 今回の問題を考える上での前提

今回の東京オリンピックは2021年7月23日より開会し、2021年8月8日に閉会した正式名称「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」であるものとする。¹

2. B及びB1、B2の主張

2.1 前提

今回、B1及びB2がBを出席させなかった理由を「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」という思想によるものとする。

B及びB1、B2の主張は以下である。新型コロナウイルスを危惧する思想による欠席を考慮しない学校の対応により、絶対的に保障されるべき思想が侵害され、精神的苦痛を被った。A小学校は損害賠償を負うべきだ。

Bの主張における論点は、以下の2点である。Bの思想は、A小学校側の「欠席扱いとする」という行為によって侵害されたといえるか。また、BはA小学校に精神的苦痛を負わされたか。すなわちA小学校に対するBの国家賠償請求は可能か、である。

2.2 思想・良心の自由

2.2.1 思想・良心の自由の保障

憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」は、国民の思想・良心の自由を保障する。芦部信喜著「憲法第七版」では、「犯してはならない」

¹ 東京オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ「大会開催概要」
<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/taikai/gaiyou/index.html>

という憲法の条文から、「国民がいかなる国家観、世界観、人生観をもとうとも、それが内心の領域にとどまる限りは絶対的に自由であ」²と定めている。Bは公立の小学校に通う日本国民であるため、憲法第19条は、Bの思想を保障する。つまり、Bの思想は、「絶対的に自由」であり、A小学校に侵害されるべきものではない。

2.2.2 「思想」の解釈

芦部信喜著「憲法第七版」によると、「思想及び良心」は、「世界観、人生観、主義、主張などの個人の人格的な内面的精神作用を広く含む」³ものと定義されている。2.1前提より、Bが主張するのは、「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」という思想だ。前述の定義から、今回のBのもつ思想を解釈する。B及び、B1、B2は、自らが持つ思想を、正規の授業であるオリンピック観戦への出席断念という行為で、表明した。つまり、Bの持つ思想は、感染予防の重要性を訴える主張と解釈できる。

2.3 東京オリンピック開催当時の社会情勢

2.3.1 三密

厚生労働省のホームページ⁴を参考にすると、三密とは、「密集」「密接」「密閉」のことである。「集団感染」を防止するため、掲げられたといえる。同ホームページでは、「集団感染」を引き起こす原因の「共通点」として以下の三つの要因が挙げられているが挙げられている。「換気が悪い空間」「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」だ。2021年東京オリンピックでは、競泳をはじめとして、屋内で実施される競技も存在する。2021年東京オリンピックで使用された全ての会場が完全にこの条件を回避しているとは言い難い。

(2.3.1項鉤括弧内は全て厚生労働省ホームページからの引用)

2.3.2 新型コロナウイルス感染者数

² 芦部信喜(2019)『憲法第七版』岩波書店、p.155

³ 2)と同じ

⁴ 厚生労働省ホームページ「健康や医療相談の情報」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト⁵によると、2022年東京オリンピック開催3日前の7月20日の東京都の「新規陽性者数」は、1181.1人である。同日一か月前の六月二十日の「新規陽性者数」387.6人である。東京オリンピック開催後、一ヵ月の間に約800人増加している社会状況を考慮すれば、感染予防に努めることは堅実である。また、大会開催後、8月8日の「新規陽性者数」が4139人と、大会開催以前より大幅に増加していることから、新型コロナウイルス感染予防のための出席断念には正当性が認められると考察する。

2.4 欠席以外の取り扱い

キリスト教日曜参観時事件第一審の判例を利用する。以下上記判例抜粋とする。

(二) 東京都教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律48条1項、2項1号・2号の規定に基づいて、東京都内の区市町村の教育委員会に対して、指導要録の様式、記入要領及び取扱要領についての基準を示し、東京都内の公立小学校の指導要録の様式等の統一を図っているところ、これを受けて江戸川区教育委員会は、同法23条1号4号5号及び9号の規定に基づいて、東京都教育委員会の示した右基準に従った指導要録の様式、記入要領及び取扱要領を決定している。

そして、右指導要録の出欠の記録の記入要領によれば、児童が授業日に学校に出席しない場合は「欠席」として取り扱うのを原則としているが、ただ、次のアないしエに該当する場合には、例外的に欠席以外の取扱いをすることになっている。

ア出席停止

イ学年中の一部が臨時休業した場合

ウ忌引の場合エその他の場合

エその他の場合

次の(ア)ないし(ウ)などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(ア)非常変災等児童若しくは保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合

(イ)伝染病の流行等でその予病上保護者が児童を出席させなかつた場合

(ウ)進学等の受験のために欠席した場合⁶

前述の通り2021年東京オリンピック開催前後の新型コロナウイルス新規感染者数の著しい上昇、厚生労働省が発表した感染対策に完璧に当てはまらない、不十分な対策など、2021年東京オリンピック開催当時の社会環境は、新型コロナウイルス感染の危険性が高いと十分主

張できる。したがって、「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」というB及び、B1、B2の持つ思想に基づく、校外授業出席の断念は、江戸川区の学習指導要録の出欠の記録の記入要項工の(イ)に従って、欠席以外の取り扱いを受ける場合に妥当である。また、A小学校側の「欠席扱い」という行為は、Bをこの指導要録における「欠席以外の取り扱いをする」場合の項目の「伝染病の流行等でその予病上保護者が児童を出席させなかつた場合」にあてはめないとする行為である。つまり、今回の欠席は、「新型コロナウイルスの流行における予病とは認めない」という思想をB親子に強要している。つまり、A小学校は「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」というBの思想を十分に侵害している。利用した指導要録は、江戸川区のものだが、同判例によると、「東京都内の公立小学校の指導要録の様式等の統一を図っている」とされているので、東京都立の公立学校では、同様の指導要録が作成されていると考察する。

2.5 精神的苦痛

2.2.2 「思想」の解釈で述べたが、思想は、「内面的精神作用を広く含むもの」と定義されている。芦部信喜著「憲法第七版」より、思想・良心の自由は、「内心の思想にとどまる限り処罰されない」⁷と記されている。ここで、「内心の思想」とは、他者に影響を与えない限り保障される思想であると解釈する。Bの「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」という思想は、個人の主張であり、他者を否定するものや、他者に影響を与えるものではない。まり、思想の自由を侵害された、B及び、B1、B2は精神的苦痛を被ったと主張することができるとする。

2.6 国家賠償法

国家賠償法第1条「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。この法律によつて、故意または過失による「欠席扱い」の不当性を示すことができれば、Bは及び、B1、B2はA小学校に損害賠償を請求することができる。A小学校は、東京都の区が定める学習指導要録に反する「欠席扱い」にするという公権力の行使を行い、A小学校の思想を強要さらにB及び、B1、B2の思想の自由を侵害し、精神的苦痛を被らせる損害を加えた。この場合学校はBに感染予防についての思想について、予測しておらず、過失であった、または、予測していて故意に殺戮したと考察する。いずれの場合においても、国家賠償法第一条に該当し、A小学校は、B及び、B1、B2に対して損害賠償を負担する義務を負うと考察する。

2.7 B及び、B1、B2の主張

今回の前提において、Bは、「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」という思想を主張した。Bはオリンピックを観戦する正規の授業に出席しないことで、

⁷ 2)に同じ

自己の思想を守った。しかし、学習指導要録にそぐわない学校側による「欠席扱いとする」という処分により「新型コロナウイルスの流行における予病とは認めない」という思想を強要された。これは、憲法19条に違憲であり、Bの権利を侵すものである。「内面的精神作用を広く含む」⁸自己の思想を侵害されたことは、B及び、B1、B2に精神的苦痛を与えた。したがって、国家賠償法に基づいて、B及び、B1、B2はA小学校に賠償金を請求することが可能になる。

3. 公立のA小学校側の主張

3.1 前提

今回の出欠の扱いについての対応が学校側から事前に告知があつたものとする。Bは中学校受験を考えていたことを学校側が事前に知っていたものとする。

3.2 B側の思想良心の侵害主張において学校の主張

3.2.1 学校の出欠確認の義務

憲法26条2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」この憲法26条に基づいて「学校教育基本法」が制定され、これに基づいて定められた政令「学校教育法施行令」がある。施行令第19条において「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。」とある。これにより出欠確認をいかなるときもすることが定められている。

3.2.2 学習指導要領の法的拘束力について

広島県教育委員会HPによると、「学習指導要領は、国会で制定された『学校教育法』の規定をうけて『学校教育法施行規則』で定められており、法体系に位置付けられていることから、国民の権利義務に係る『法規』としての性質を有するものと解される。これは伝習館高校事件の判例により解釈されている⁹。伝習館高校事件(平成2年1月18日 最高裁判決 昭和59年(行ツ)第45-46号)の判例を一部抜粋する。

学校教育法五一条、二一条所定の教科書使用義務に違反する授業をしたこと、高等学校学習指導要(昭和三五年度文部省告示第九四号)から逸脱する授業及び考査の出題をしたこと等を理由とする県立高等学校教諭に対する懲戒免職処分は、各違反行為が日常の教科(日本史、地理B)の授業、考査に関して行われたものであつて、教科書使用義務違反の行為は年間を通じて継続的に行われ、右授業等は学習指導要領所定の当該各科目の目標及び内容から著しく逸脱するものであるほか、当時当該高等学校の校内秩

⁸ 2)に同じ

⁹ 広島県教育委員会ホームページ「学習指導要領の法的性格について」
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/02ze-sei-sankou-seikaku-se-kaku.html

序が極端に乱れた状態にあり、当該教諭には直前に争議行為参加による懲戒処分歴があるなど判示の事実関係の下においては、社会観念上著しく妥当を欠くものとはいえず、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえない。¹⁰

よって前述通り、学習指導要領は法的拘束力を持ちうるものである。そのため、学校側が学習指導要領に従い、学校の運営を行うことは妥当である。

3.2.3 自主休校について

日本放送協会、NHKによると、「感染への不安を理由に学校を休む」ことを「自主休校」と定義されている。¹¹自主休校における文部科学省の見解として、リセマムホームページの「中学受験のための欠席『望ましくない』文科大臣」より、一部抜粋する。

中学受験準備のため、コロナ禍の特例的な欠席の扱いを利用して小学校を自主休校する児童が2020年度末に多く存在したことについて、文部科学省の萩生田光一大臣は2021年4月14日、「本来の義務教育の在り方として望ましくない」と語った。「義務教育は原則登校の対面が望ましい」として、全国の自治体に適切な対応をあらためて周知する。新型コロナウイルスの感染不安を理由に学校を休ませたいと保護者から相談があった場合の対応について、文部科学省は「教育活動の実施等に関するQ&A」や「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」に記載。生活圏で感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、「合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上『出席停止・忌引等の日数』として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能」としている。

萩生田大臣によると、2020年度末には特に私立中学校への受験を準備している家庭などが、「自主休校」「選択登校」と称して感染不安を理由に一斉に小学校を休んでしまい、校長からも相談を受けたという。萩生田大臣は「雪崩を打つようにみなさんが一斉に休んで受験準備に没頭しているような状況は、本来の義務教育の在り方として望ましくない」と語った。

また、義務教育については「原則登校対面が望ましい」との考えを示し、「まずは学校において可能

¹⁰ 裁判所-Courts in Japan「最高裁判所判例集-裁判例結果詳細」https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52713

¹¹ NHKホームページ「感染不安で『自主休校』7000人余 家族に基礎疾患など」
https://www.3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/at-school/detail_detail_04.html

な限り感染リスクを低減させ、保護者の理解を得ながら児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要」と指摘。児童生徒の健やかな学びを最大限保障するため、必要な取込みを適切に行うようあらためて自治体に周知したいとした。¹²

3.2.4 学校側の主張

上記の記事から分かるように、本当に自主休校であるかの真偽が分かりづらい環境下になっている。Bは中学校受験を考えていたことを学校側は事前に把握していた。中学校受験はもちろん、受験をするうえで、夏休みは「受験の天王山」と呼ばれるほど、1日勉強に充てられる貴重な期間である。今回のオリンピック観戦は学校側としては、東京都教育委員会が提示する「東京で開催される大会を直接観戦する体験を通じて、子供たち一人一人に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していく」ことが最大の目的である。¹³

しかし、前述した通りBは中学校受験を志望する生徒であり、夏休みを1日でも多く勉強に充てたいと考えている。つまり、正規の授業であるがオリンピック観戦だけなのであれば勉強に充てたほうがBの未来に直結すると両親であるB1、B2は考えるはずだ。また、感染予防を訴える「自主休校」であれば、欠席扱いにならないため、彼らにとってとても都合であるのだ。上記の記事のように、そのような「自主休校」制度を悪用する家庭が増えているのは事実である。そのため、学校側は今回Bもこの悪用した場合であると考えた。つまり、学校のあるべき姿を求めるために欠席にした。Bが「感染予防を訴える」思想侵害には信憑性が持てないため、学校側の欠席扱いは妥当である。

3.3 B側が欠席扱い以外の措置を求めた場合の学校側の主張

3.3.1出席停止扱いについて

欠席しても欠席とならない出席停止制度もある。文部科学省によると「出席停止の基本的な要件は、『性行不良』であること、『他の児童生徒の教育の妨げがある』と認められることの2つが示されている。¹⁴ここで、出席日数停止が認められる主な感染症について記載する。一般社団法人高崎医師会によるとエボラ出血熱を含む第一種感染症、インフルエンザや風疹を含む第二種感染症、コレラや腸チフスを含む第三種感染症、伝染性膿痂疹(とびひ)を含む第三感染症(その他の感染症)に分け

¹² リセマムホームページ「中学受験のための欠席『望ましくない』文科大臣」
https://resemom.jp/article/2021/04/16/61445.html

¹³ 東京都ホームページ「東京2020大会における子供の競技観戦の機会を提供」
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/10/05/06.html

¹⁴ 文部科学省「出席停止制度の適切な運用について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121505/002.htm

られる。¹⁵ 今回の新型コロナウイルスは文部科学省から各都道府県に送られた事務連絡(令和2年1月28日付「新型コロナウイルス感染症の『指定感染症』への指定を受けた学校保健安全法上の対応について」)において新型コロナウイルスは第三種感染症であると定められた。

3.3.2出席停止扱いの運用

「出席停止制度の運用の在り方について(通知)平13.1.16 13文科初725 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省初等中等教育局長通知」において、「出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。」と記載される。¹⁶

3.3.3 学校側の主張

以上の通知より、出席停止制度は各自治体毎に定められていることが解釈できる。そのため各校で出席停止が認められるケースや対処法は異なっている。自治体からの指示に従い、公立小学校Aにおいて新型コロナウイルスに感染した場合は出席停止が認められるが、新型コロナウイルスの脅威から感染をおそれて欠席することは出席停止が認められないとしていた。Bが欠席した理由は新型コロナウイルスに感染したためではなく、感染を防ぐための欠席であるから出席停止は認められない。つまりA小学校の欠席扱いは妥当である。

4. 結論

4.1 思想良心の自由の侵害の場合

B及び、B1、B2は、「新型コロナウイルスの流行に伴う感染予防が必要」という「思想」がA小学校の「新型コロナウイルスの流行における予防とは認めない」という思想の強制によって、侵害されていることが憲法19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」ことに違憲であり、A小学校は過失または故意に思想を黙殺し、B及び、B1、B2に精神的苦痛を負わせたと言えた。よって、国家賠償法に基づいて、A小学校は、損害賠償の債務を負うと主張する。それに対し、学校側はBが中学校受験のために、「自主休校」の措置を使い、不当な理由による欠席を出席停止扱いにしようとしていると反論した。たとえ、Bが中学校受験を望む生徒であったとしても、しかし新型コロナウイルスの新規感染者数は一か月の間において著しく増加傾向にあったことはまぎれもない事実である。つまり、会場までの公共交通機関内や、施設の換気設備の不全により、新型コロナウイルスに感染する確率は高確率であるといえる。以上から「感染予防が必要」ということは是認されざるをえない。

¹⁵ 一般社団法人高崎医師会ホームページ「出席停止の病気について」
https://takasaki.gunma.med.or.jp/doctor/school-health/stop-attendance/

¹⁶ 文部科学省ホームページ「出席停止制度の運用の在り方について(通知)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/013.htm

つまり、思想良心の自由が認められ、B側の主張は認められるだろう。

4.2 出席停止扱いの是非の場合

B及びB1、B2は感染予防が目的で欠席したことは「キリスト教日曜参観時事件」の判例より、欠席以外の扱い、つまり出席停止が認められると訴えた。それに対し、学校側は出席停止制度は地方自治体に権限と責任があり、そこで定められたものに従いA小学校は出席停止にできなかった、つまり欠席扱いにしたと反論した。この場合、文部科学省の指導要領には法的拘束力が働くことから学校側の欠席扱いには妥当性がある。つまり、B側の主張は認められないだろう。

5. 参考文献

1. 芦部信喜(2019)『憲法第七版』岩波書店、p.155
2. 東京オリンピック・パラリンピック準備局(2015)「大会開催概要」
https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/taikai/gaiyou/index.html2021年11月13日閲覧
3. 厚生労働省ホームページ「健康や医療相談の情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html2021年11月11日閲覧
4. 東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト「報告日別による陽性者数推移」
https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp2021年11月11日閲覧
5. 京都産業大学「東京地方裁判所昭和61年3月20日判決」
https://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/147-1.html2021年11月11日閲覧
6. 東京オリンピック・パラリンピック準備局(2015)「大会開催概要」
https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/taikai/gaiyou/index.html2021年11月13日閲覧
7. 広島県教育委員会(2000)「学習指導要領の法的性格について」
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/02zesei-sankou-seikaku-se-kaku.html2021年11月13日閲覧
8. 裁判所-Courts in Japan「最高裁判所判例集-裁判例結果詳細」
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=527132021年11月13日閲覧
9. NHK(2021)「感染不安で『自主休校』7000人余 家族に基礎疾患など」
https://www.3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/atschool/detail_04.html2021年11月13日閲覧
10. リセマム(2021)「中学受験のための欠席『望ましくない』文科大臣」
https://resemom.jp/article/2021/04/16/61445.html2021年11月13日閲覧
11. 東京都(2018)「東京2020大会における子供の競技観戦の機会を提供」
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/10/05/06.html2021年11月13日閲覧
12. 文部科学省(2020)「新型コロナウイルス感染症の

『指定感染症』への指定を受けた学校保健安全法上の対応について」

https://www.mext.go.jp/content/000031003.pdf
2021年11月13日閲覧

13. 文部科学省「出席停止制度の適切な運用について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121505/002.htm2021年11月13日閲覧

14. 一般社団法人高崎医師会「出席停止の病気について」
https://takasaki.gunma.med.or.jp/doctor/school-health/stop-attendance/2021年11月13日閲覧

15. 文部科学省(2001)「出席停止制度の運用の在り方について(通知)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/013.htm2021年11月13日閲覧

オリンピック観戦における出欠席の扱いについて

N. I., S. W
中央大学杉並高等学校

要約 我々は、A小学校が児童Bのオリンピック観戦不参加を欠席扱いにしたことを憲法13条および「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」をもとに国家賠償を行えると考えた。

当論文は、児童Bの両親B1B2が参加を拒否した場合と児童Bが自分の意思で参加を拒否した場合に分けて述べることとする。

キーワード 自己決定権、憲法13条、思想・良心の自由、新型コロナウイルス

1. 親が観戦を拒否した場合

親が何らかの理由から子供をオリンピック観戦に行かせなかった場合について考えてみた。

まず、新型コロナウイルスへの恐怖からの場合について考えてみたい。東京都には「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」がある。そこには、新型コロナウイルスの流行に対して予防のために子供を学校に行かせなかった場合は校長が出席しなくてもいいと認める日、いわゆる出席停止日数に数えられると書かれている。今回のオリンピック観戦は正規の授業に組み込まれているので通常の学校での授業と同じようにこのガイドラインに沿って出席停止にできると考えた。更に、オリンピック観戦は通常授業よりも感染リスクが高いので予防のために参加しないのはなおさら正しいことだと思う。それを学校側が怠ったとしたら学校側の過失でBとその家族が精神的苦痛をおったことになるので訴えは認められると考える。また、欠席を出席停止に変更する必要があるとも考える。

次に親がオリンピックはどうでもいい等といった理由で観戦をさせなかったという場合について考えて見たいと思う。この場合子供の意思を尊重せず自由を奪っていると考えられる。また、オリンピックは正規の授業に組み込まれているので国民の3大義務である、憲法26条、教育を受けさせる義務に反するとも考えられる。したがって、この場合、国家賠償は認められないと考える。

2. 子供が観戦を拒否した場合

1で述べた親が観戦を拒否した場合と異なり、当事者である子供が観戦を拒否した場合について考えてみた。

まず、新型コロナウイルスへの恐怖から親が観戦を拒否した場合は先程述べたように東京都のガイドラインによって出席扱いとなる。

しかし子供が新型コロナウイルスへの恐怖から自分の意思で欠席した場合は欠席扱いとなる。新型コロナウイルスから身を守りたいという子供の考えを欠席扱いという形で否定するのは正しいことなのだろうか。これについて考えてみたいと思う。

日本国憲法13条では「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」という幸福追求権が定められている。その一部である自己決定権について、

佐藤は「自己決定権は自己の生命、身体の処分にかかわる事柄のように基本的人権と捉えるにふさわしい内実でなければ保障されない」（佐藤、2020）と論じている。今回の場合新型コロナウイルスという生命に危険が及ぶ可能性のある病原菌から身を守るための判断なので13条によって保障されると私は考える。したがって、新型コロナウイルスの恐怖から子供が観戦を拒否した場合、この訴えは認められると考える。

次に、新型コロナウイルスの恐怖からではなくオリンピックを観戦したくないという子供の意思による欠席について考えたい。これは自由権で保障されている思想・良心の自由が適用されるかという面から考えてみたい。憲法によって保障されている自由権だが、オリンピックを見たくないという個人の意思が出席停止という形で学校に在籍する多くの児童に影響が与えられるのは良くないと思う。その影響として考えられるのは、Bのオリンピックを見ないという判断にいかなる理由があったとしても周りの児童には〇〇したくないなら休めばいいんだという浅はかな考えが浸透してしまうことである。そういったことを防ぐためにも思想・良心の自由は憲法で保障されているとはいえ、訴えは認められないと思う。

終わりに

我々はオリンピック観戦不参加の欠席扱いによる精神的苦痛に対する国家賠償が認められるかということについて親、子供の視点に分けさらにその中でも場合分けして考えた。

親が観戦を拒否した場合、新型コロナウイルス感染防止なら国家賠償は認められるのに対し、親がそれ以外の何らかの理由で子供を参加させなかった場合憲法26条に反すると考え、国家賠償は認められないと考える。

また、子供が観戦を拒否した場合、新型コロナウイルス感染の恐怖からならば憲法13条により国家賠償は認められるのに対し、オリンピック観戦をしたくないという子供の意思は思想・良心の自由があるものの周りの児童にも悪影響を及ぼす可能性があるので国家賠償は認められないと考える。

参考文献

佐藤幸治「日本国憲法論 第2版」成文堂（2020）